

士幌町

第4期地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

**全ての町民が共に支え合い、
安心して、生き生きと暮らせるまち**

令和3年3月

目次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第 2 章 土幌町の現状	4
1 統計からみる土幌町の現状	
2 アンケート調査からみる土幌町の現状	
3 第 3 期地域福祉計画の総括	
第 3 章 基本理念と基本目標	17
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
4 取組みの主体と圏域	
第 4 章 施策の展開	21
1 地域活動を支える拠点づくり	
2 地域福祉を担う人材の育成・確保	
3 地域福祉活動の推進	
4 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	
5 包括的な連携体制の確立	
6 権利擁護の推進	
7 誰もが支え合う地域環境の整備	
8 健康づくりや介護予防の推進	
第 5 章 計画の推進	30
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
資料編	32
1 土幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例	
2 委員名簿及び策定経過	
3 諮問・答申書	
4 アンケート調査と集計結果	
5 パブリックコメントの実施・結果	

第 1 章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の目的

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下しています。

本町では、平成18年3月に第1期土幌町地域福祉計画を策定以降、平成23年3月に第2期計画、平成28年2月に第3期計画を策定し、地域住民のほか、土幌町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）など関係機関と連携を図りながら、さまざまな施策を展開してまいりましたが、第3期計画の策定以後の社会環境の変化などを踏まえ、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めることを目的として、令和3年度から令和7年度までの5か年計画として、土幌町第4期地域福祉計画を策定することとなりました。

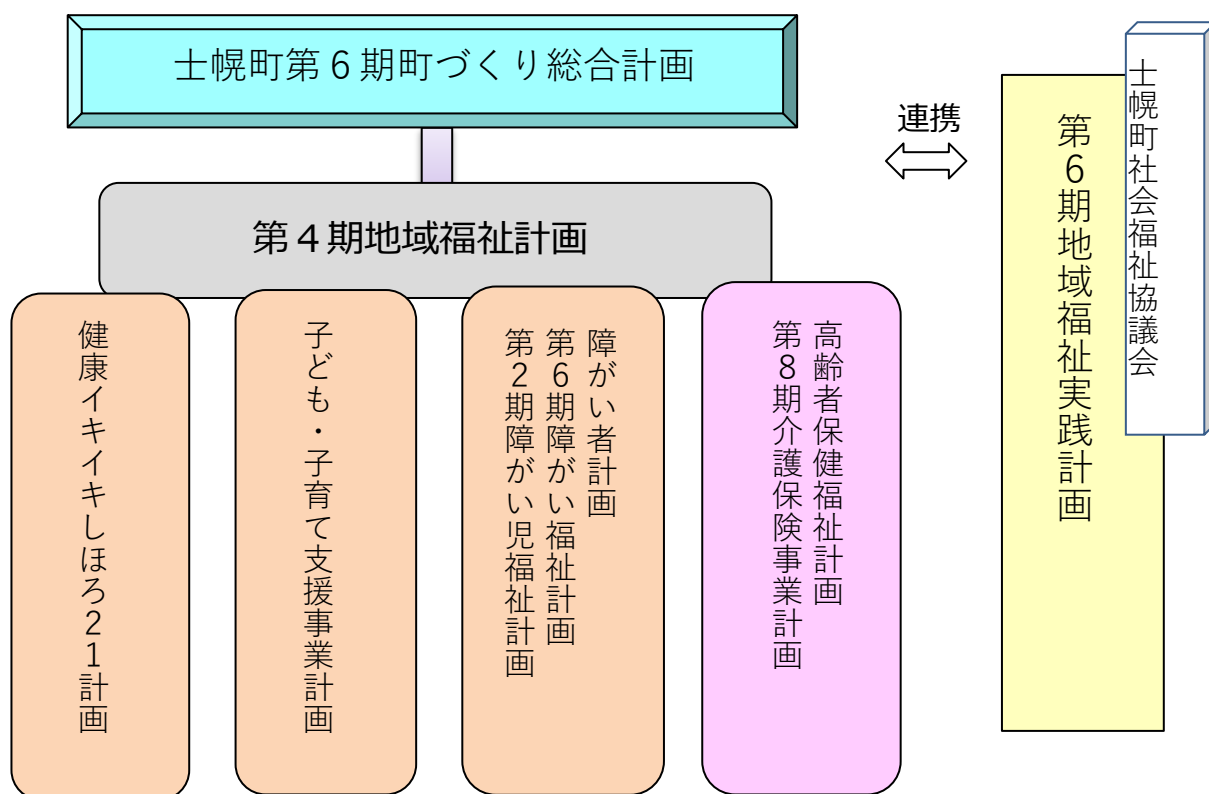
2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」に位置付けられており、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

国では、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととしており、本町では地域福祉に関する分野計画として第6期町づくり総合計画に即して策定し、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども子育て支援事業計画」「健康イキイキしほろ21計画」等に関する施策を横断的に展開し、これらの上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指すものです。

なお、本計画は社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも連携を図り、土幌町と社会福祉協議会が、地域福祉を推進する上での基本理念を共有し、連携して地域の社会資源を発掘するとともに、社会福祉協議会のノウハウを活かしながら計画を実践に移せるよう、両計画の整合性を保ちながら一体的に策定しました。

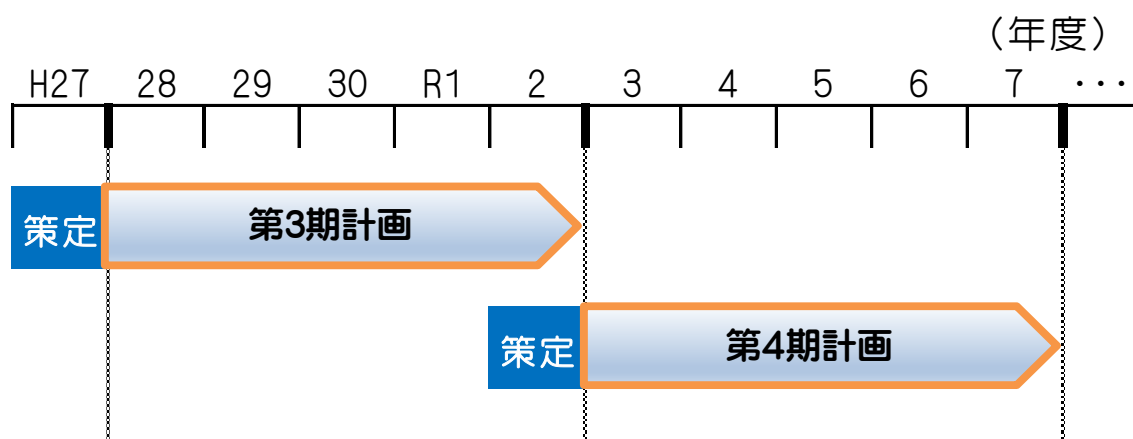
図表 1 福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ



3 計画の期間

本計画の期間は2021（令和3）年度～2025（令和7）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や町民ニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

図表 2 地域福祉計画の期間



第 2 章 士幌町の現状

第2章 土幌町の現状

1 統計からみる土幌町の現状

(1) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、年金、医療、福祉などの社会保障分野における負担増大をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

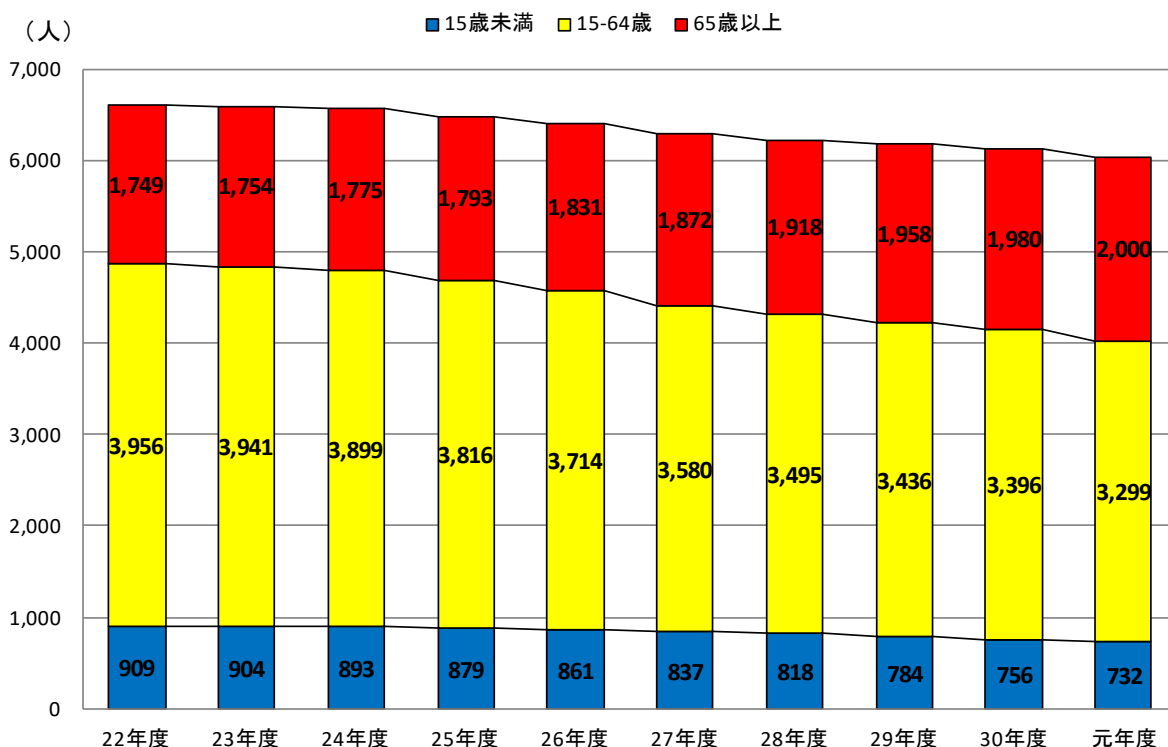
土幌町における近年の人口の動きを見てみると、総人口は一貫して減少傾向にあり令和元年度末時点で6,031人となっておりますが(図表3)、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けており、令和元年度末では33.2%に達しています。

その反面、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合、出生数は減少傾向にあり、本町の少子高齢化率は年々上昇していることが分かります(図表4)。

人口ピラミッド(図表5)を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男女ともに60代後半であることが分かります。

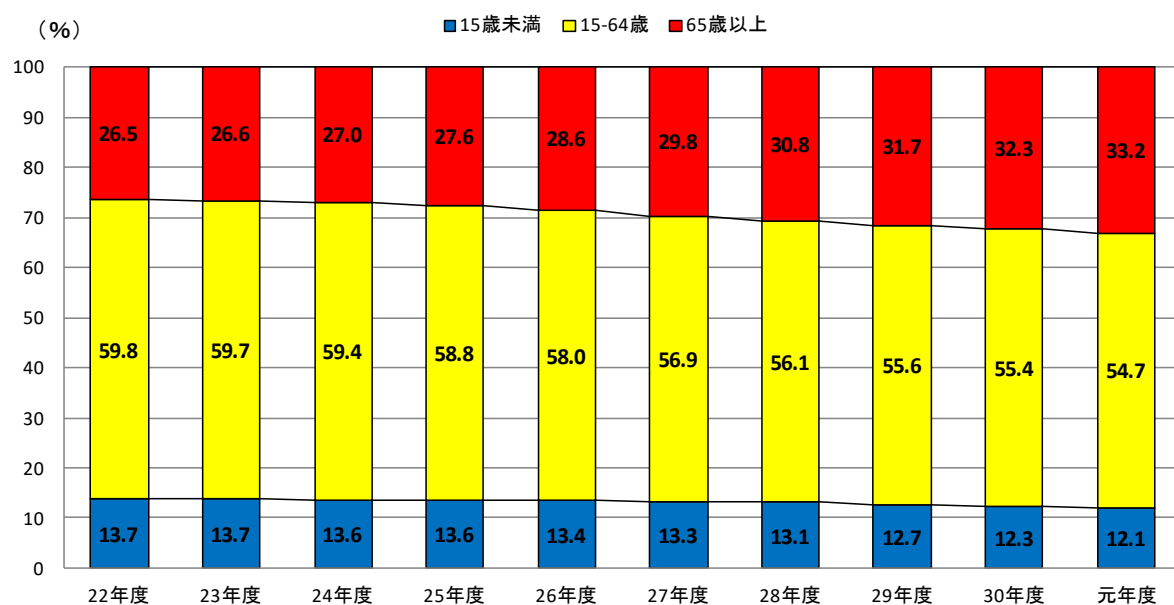
そのため、地域福祉を進めていくうえで、高齢者を支えるとともに、その人たちが社会参加しやすくなるための取組みを考えていく必要があります。

図表3 年齢3区分人口の推移



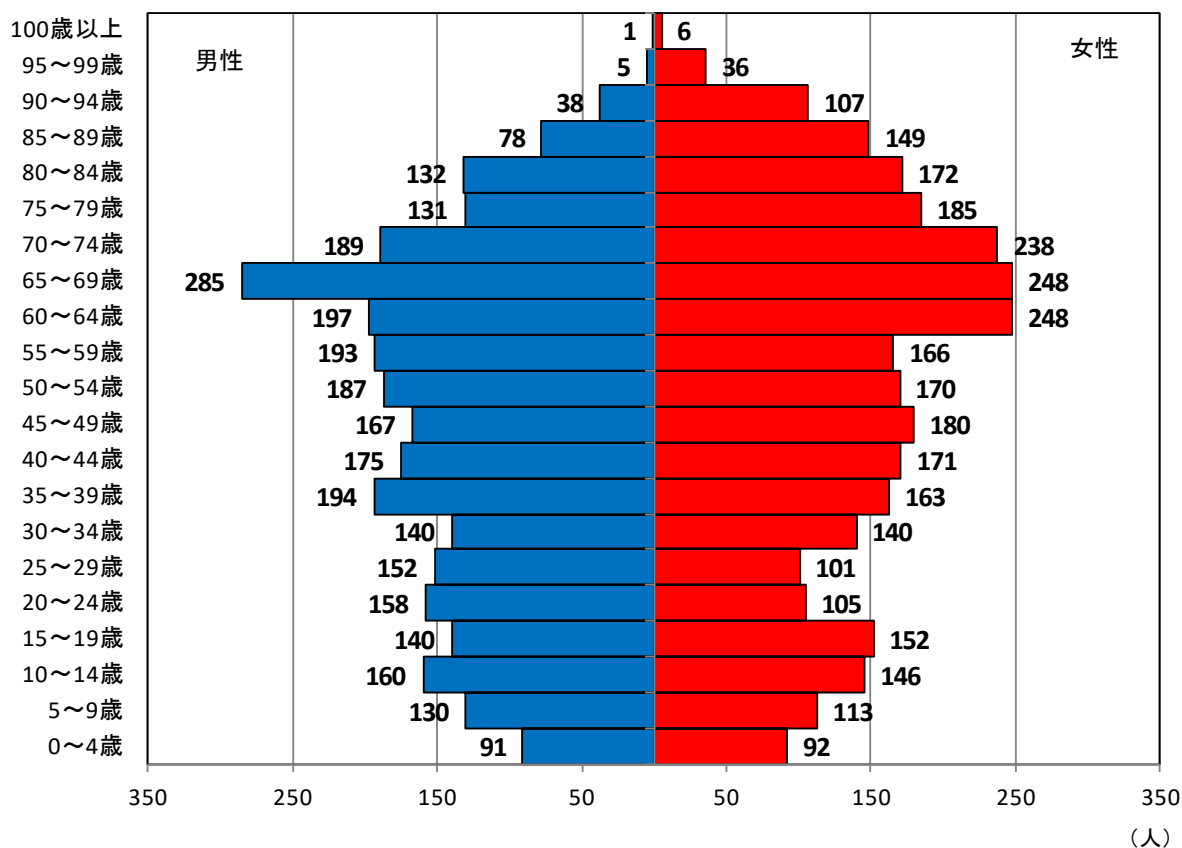
資料：住民基本台帳（各年度末）

図表 4 年齢 3 区分別構成比



資料：住民基本台帳（各年度末）

図表 5 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和元年度末）

（２）要介護等認定者の増加

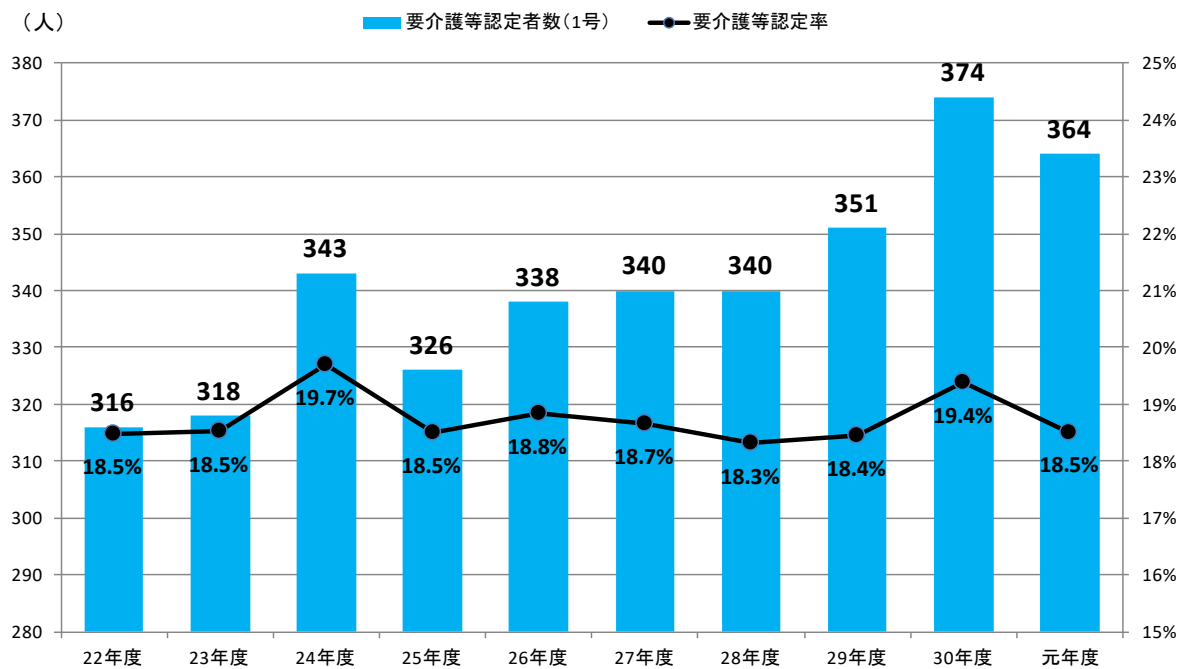
高齢化の進行に伴い、介護をはじめとする何らかの支援が必要な人が増加しています。

本町における 65 歳以上の要介護等認定者数は、介護保険制度が発足した平成 12 年以降、増加傾向にあります（図表 6）。

また、要介護等認定率（第 1 号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合）も、概ね増加傾向にあります。

要介護等認定者数の増加に伴い、介護に負担を感じる家族も増えていると考えられます。そのため、福祉サービスの利用や地域社会とのつながりを強めることなどにより、介護者の負担軽減を図ることが必要です。

図表 6 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



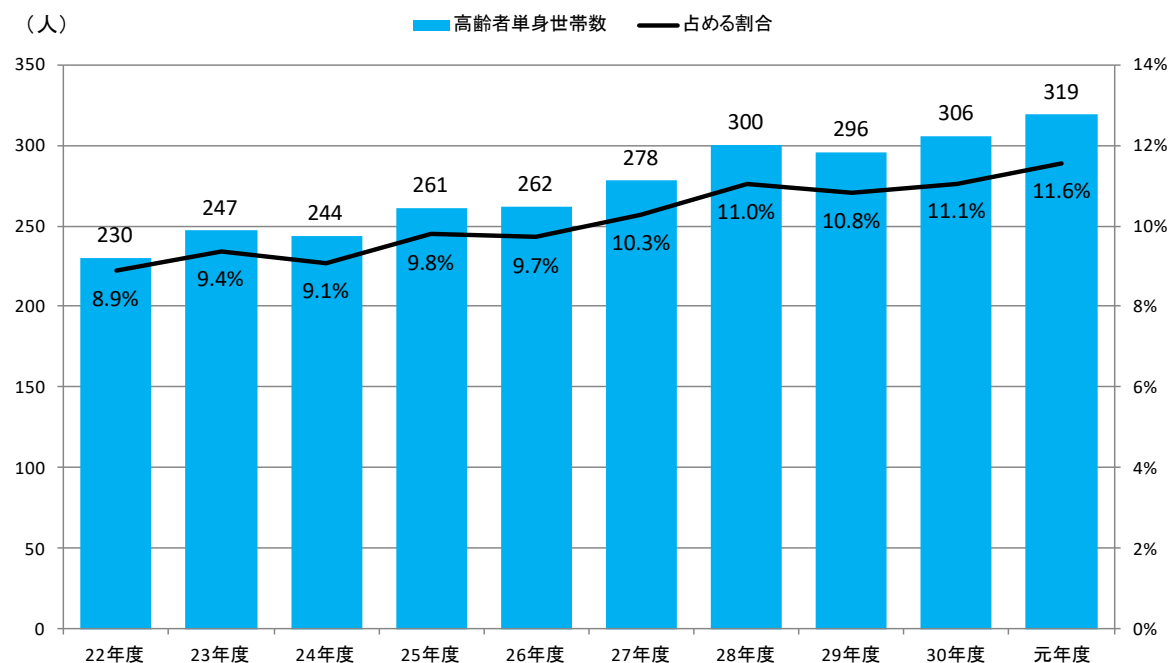
資料：行政報告書（各年度末）

（３）家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけでなく、近年では高齢者単身世帯が増える傾向にあります（図表 ７）。

世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くことにつながるため、子どもや高齢者、障がい者など、支援が必要な人を地域で見守る必要性が高まっています。

図表 ７ 高齢者単身世帯の推移（全世帯に占める割合）



資料：行政報告書（各年度末）

（４）生活困窮者などの増加

本町において近年の生活保護を受けている人の動向をみると、世帯数は概ね４０世帯、保護率は８‰（パーミル）で推移しています。

令和元年度末の生活保護受給世帯数は、３８世帯（４７人）で保護率は７.８‰（パーミル）となっています（図表８）。

今後、高齢者の単身世帯の増加などにより、潜在的な被保護者はさらに増える可能性があります。また、世帯所得が生活保護における最低生活費に満たないにもかかわらず生活保護制度を利用していない世帯や、就労しているにもかかわらず経済的に困窮している人（いわゆるワーキングプア）の存在も社会問題化しており、それらの状況を把握するとともに対策を考える必要があります。

生活保護を受けている世帯の増加は、他の制度が十分に機能することである程度抑制することができると考えられます。「最後のよりどころ」としての生活保護制度にすべてを引き受けさせることのないよう、生活困窮者への自立支対策を講じる必要があります。

図表 ８ 生活保護受給者数の推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
生活保護開始世帯数	5	4	5	2	1	4	1	2	6	3
生活保護世帯数	37	39	42	39	39	40	36	32	37	38
生活保護人員	54	52	56	53	53	51	48	44	48	47
生活保護廃止世帯数	6	2	2	5	1	3	5	6	1	2
保護率（‰）	8.1	8.0	8.6	8.3	8.3	8.1	7.8	7.2	7.9	7.8

資料：行政報告書（各年度末）

2 アンケート調査からみる土幌町の現状

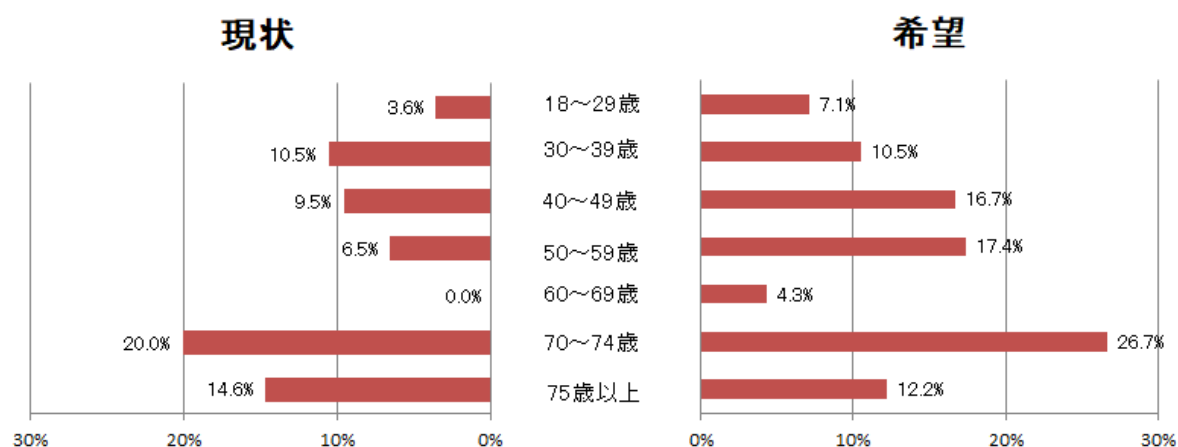
（１）地域との関係性について、一般的には現状と希望の乖離で、困っていることを相談したり、助け合ったりするような強い関係を近所の人と構築できている人は、ほとんどいません。しかしながら、近所の人と比較的強い関係を希望している人は少なからず存在しています。

若年者については、人間関係の煩わしさよりも個の自由を好み、干渉を嫌い、地域との関係を避ける傾向にあると言われていますが、本町においては、60～69歳代の割合も低い傾向となっています（図表 9）。

まず、近所付き合いの現状についてですが、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」や「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」と回答した人の割合は17.2%である一方、「世間話や立ち話をするくらい」「会えばあいさつを交わすくらい」と回答した割合は77.3%で、回答した人の年齢全般の中で多くの割合を占めています。

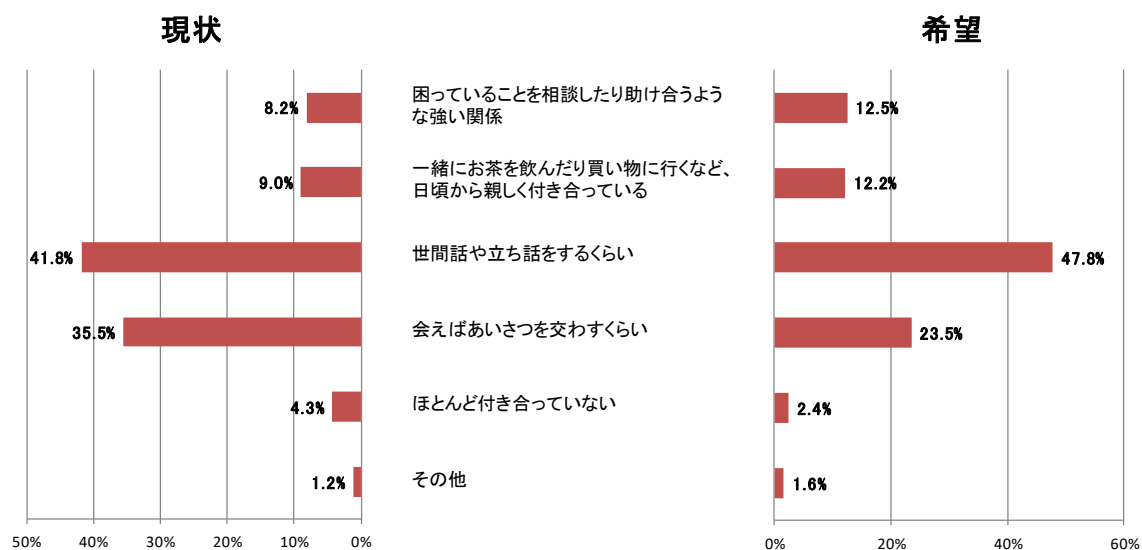
また、近所付き合いの希望については、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」や「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合いたい」と回答した人の割合は24.7%、「世間話や立ち話をするくらい」「会えばあいさつを交わすくらい」と回答した割合は71.3%と現状よりも今以上の強い関係を希望していることが分かります。（図表 11）。

図表 9 困っていることを相談したり助け合ったりするような強い関係があるか



資料：土幌町第4期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

図表 10 ふだんのご近所の人との付き合い

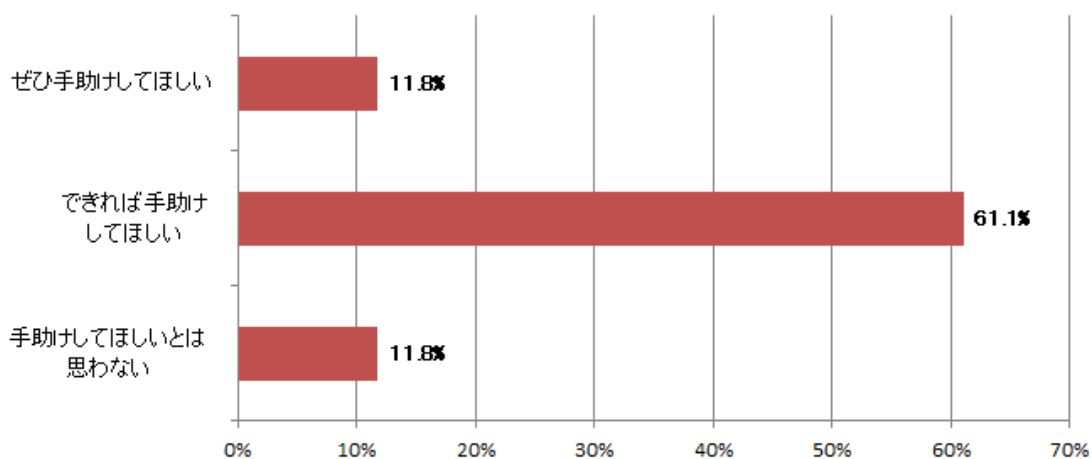


資料：土幌町第4期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

(2) 地域から受ける手助けについての意識

生活上の問題で悩んでいるときに近所の人から手助けを受けることについては、「ぜひ手助けしてほしい」と「できれば手助けしてほしい」と回答した人は72.9%を占めています（図表 11）。

図表 11 ご近所の人たちから手助けを受けることについて



資料：土幌町第4期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

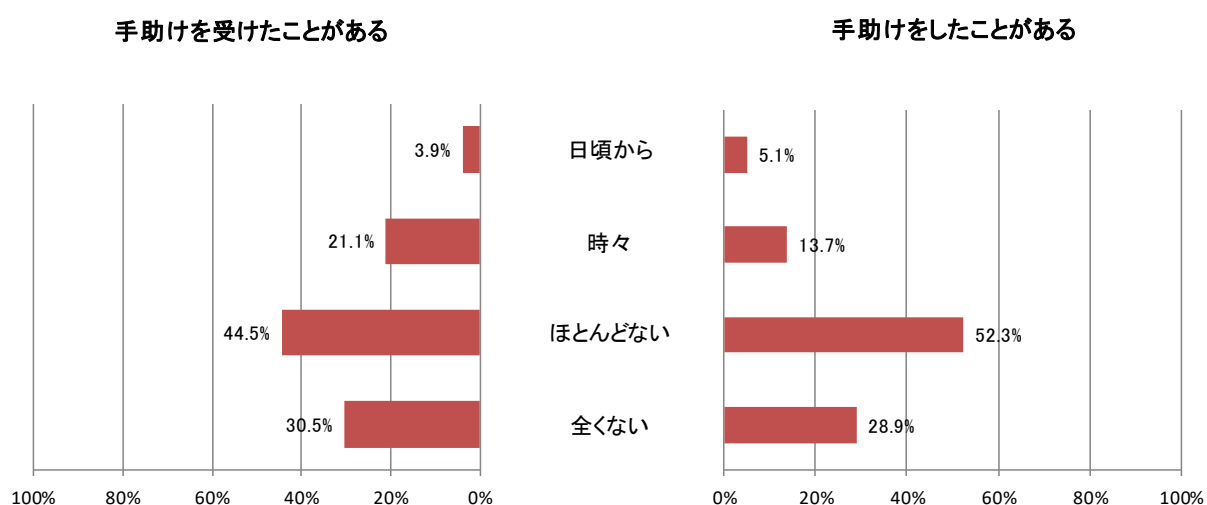
（３）手助けを受けた経験と、手助けをした経験の対比

生活上の問題で、近所の人から手助けを受けたことが「全く無い」「ほとんどない」と答えた人の割合が、７５％で、手助けを日頃から必要としている人の割合は３．９％となっています。

また、８割を超える人が、手助けをしたことが「全く無い」「ほとんどない」と回答しており、日頃から手助けをしている人は５．１％にとどまっています。

（１）（２）から、近所の人とのより強い関係性を望んでいることや、手助けを求める気持ちを持つ人が多いことが分かりましたが、ここでは、実際に手助けを受けたり、したことがある人は少ないことが分かります（図表 12）。

図表 12 手助けを受けた経験と、手助けをした経験



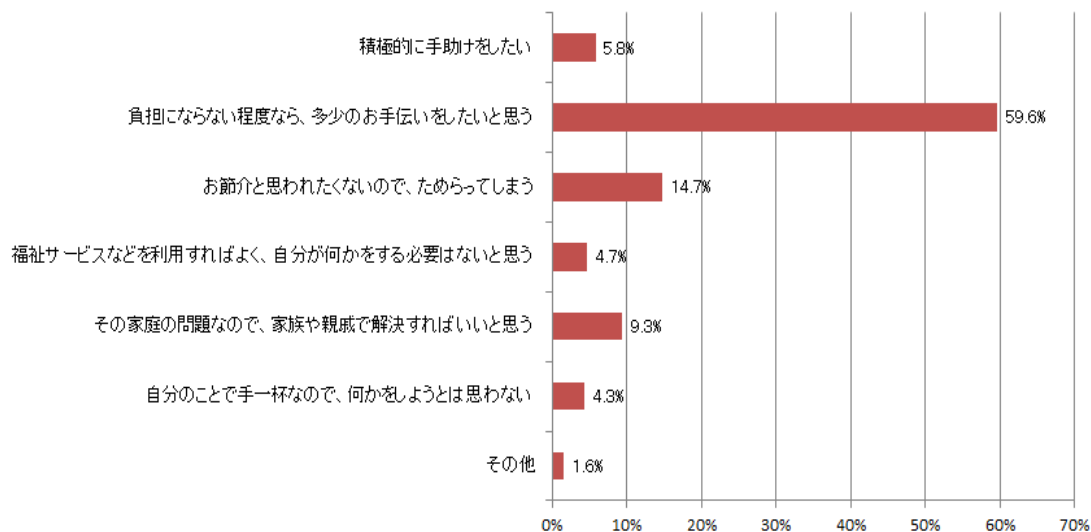
資料：土幌町第４期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

（４）地域住民相互のつながりの大切さに関する意識

困ったことや悩みのある人がいた場合に、「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」と回答した人の割合は、59.6%となっています（図表 13）。

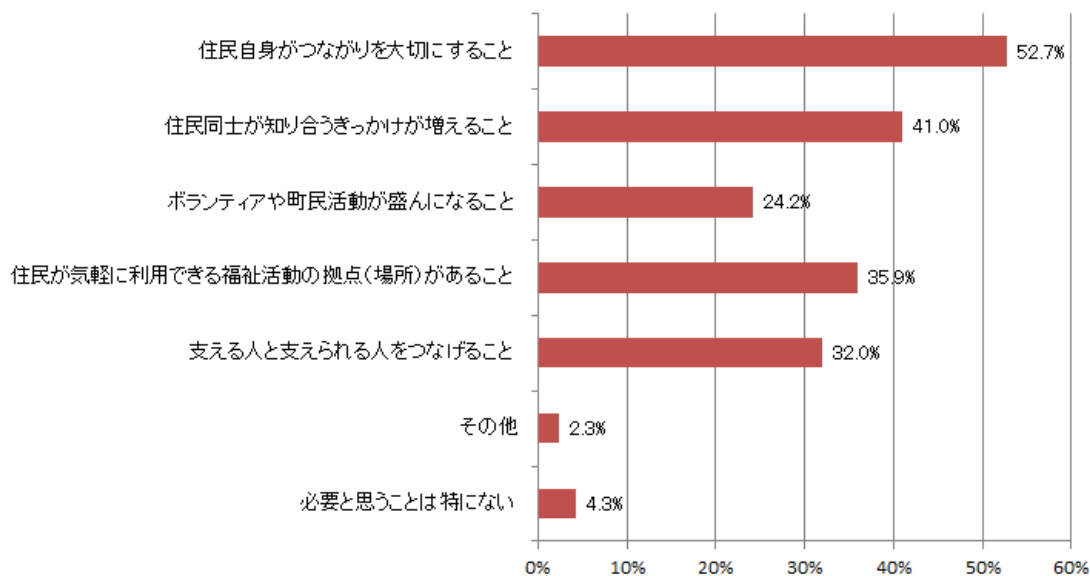
さらに、地域住民が支え合うために必要なこととして、「住民自身がつながりを大切にすること」が、52.7%、「住民同士が知り合うきっかけが増えること」が、41.1%で、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点（場所）があること」と回答した人の割合は、35.9%となっており、地域住民同士のつながりが大切であると意識している人が多いことが分かります（図表 14）。

図表 13 近所で悩みを抱える人がいた場合の対応



資料：土幌町第4期地域福祉経計画策定に係る町民意識調査結果報告書

図表 14 地域住民が支え合うために必要なこと



資料：土幌町第4期地域福祉計画策定に係る町民意識調査結果報告書

3 第3期地域福祉計画の総括

(1) 交流の機会・場づくり

①地域住民の手による拠点づくり

全ての地区（13地区）でサロンが開設したことから、誰もが気軽にいつでも立ち寄れる場の提供を支援できたことで一定の成果が得られました。

②交流の場の情報交換

出前講座などサロン等の中で、高齢者の方やボランティアの方に福祉情報を提供することができました。

③交流の活性化支援

市街地はコミバスが本格運行となり交流の場への参加促進が図られ、農村部と中土幌地区はハイヤーチケットの交付を開始したことにより一層の参加促進につながりました。

《課題》

核家族、高齢者単身世帯の増加など地域の中でも社会との交流が少なくなり、孤独を感じる人も少なくありません。子育てに関しても、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活する保護者も少なくありません。
交流機会を増やすため、コミバス等の運用の見直しも必要となっている。

(2) 人づくり

④個人・団体ボランティアの人材育成を支援

社会福祉協議会によるシニアボランティア、ふまねっと、たすけ愛サポーター等の活用により人材育成の支援につながりました。

⑤高齢者層の地域福祉活動への参加促進

退職者を中心に、そば打ち同好会など趣味を生かした地域福祉活動参加のきっかけづくりを行うことができました。

⑥地域の人材の発掘

女性ライフスクールなどで学習をとおして地域のリーダーを養成し、そこから民生委員や福祉団体で活躍する人材へ育ちました。

《課題》

地域福祉の考え方は「すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識のうえに成り立っており、「他人に任せる福祉」から「自ら行う福祉」へと変革していくことにより、地域福祉が推進されなければなりません。

(3) 連携ネットワークの仕組みづくり

⑦地域ネットワークによる地域共同体を形成

救急医療情報キットの設置を417世帯に行うことができたことで、その設置をとおして支援する側とされる側のネットワークの構築に繋げることができました。

⑧社会福祉協議会活動を支援

社会福祉協議会の行うサロン推進事業、ボランティアコーディネーターの配置、見守りネットワークの構築などに対し、事業が円滑に推進できるよう連携体制を密にし、活動の推進にあたりました。

⑨町内会活動を支援

地域づくりのためにパートナーシップ事業の活用を推進することができました。

《課題》

地域には社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、町内会、公民館など様々な組織がありますが、結びつきが弱く、個々に活動している課題があります。

(4) 総合相談と権利の尊重

⑩連携し合える総合相談体制の充実

地域包括支援センターや相談支援専門員（委託）と連携し高齢者、障がい者などの相談に迅速に対応できる相談体制の充実を図ることができました。

⑪民生委員・児童委員などによる地域の相談機能の充実

民生児童委員の定例会で研修・学習会の機会を設け、地域での活動に役立てることができました。また、日頃から地区のサロンにも参加し、顔の見える相談しやすい環境を整備することにも繋がりました。

⑫地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用促進

身近な地域で制度の利用ができるよう市民後見人の養成研修を町内で開催しました。

判断能力が不十分で日常生活に不安のある高齢者や障がい者等に対し、地域で自立した生活がおくれるよう福祉サービスの利用や金銭管理等を支援します。

現在取り組まれている日常生活自立支援事業の推進に加え成年後見制度の周知に力を入れる必要があります。

《課題》

高齢や障がいのため、福祉サービスの適切な利用が難しい方のために、身近な場所で相談できる体制づくりが必要です。

(5) 安心で安全な町づくり

⑬見守りネットワークの推進

見守りネットワークと連動し、町内に 14 の自主防災組織ができ、地域の自衛意識に基づいた防災活動を推進することができました。

⑭ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備

障がい者、高齢者の生活に配慮した公営住宅の整備ができました。また、新たな施設には、常に障がい者や高齢者に配慮した整備をしました。

⑮避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

社会福祉協議会と連携し対象者を把握し、隣近所の見守りをとおした要援護者の支援体制を構築することができました。

《課題》

高齢者単身世帯や要介護者を抱える世帯が増えています。障がいのある方や難病を持つ方など、災害時に適切に避難支援できるよう地域での体制作りが、求められています。また、認知症や障がいに対し理解を深めていくことも必要です。

第3章 基本理念と基本目標

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、町民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現は、制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的課題や制度の隙間の課題、社会的な孤立への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの諸課題に対応するため「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の展開を目指すものです。

**全ての町民が共に支え合い、
安心して、生き生きと暮らせるまち**

2 計画の基本目標

(1) 基本目標

計画の基本理念を実現するために、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、計画の体系を構築しています。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

全ての町民が地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実やさまざまな関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを推進します。

基本目標3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

町民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが支え合う地域環境の整備や、主体的な健康づくり、介護予防の推進などに取り組みます。

3 計画の体系

図表 15 計画体系図

『全ての町民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち』

基本目標	施 策
(1) 共に支え合う地域づくり	①地域活動を支える拠点づくり
	②地域福祉を担う人材の育成・確保
	③地域福祉活動の推進
(2) 安心して生活できる地域づくり	④相談支援と福祉サービスの適切な利用促進
	⑤包括的な連携体制の確立
	⑥権利擁護の推進
(3) 生き生きと健康で暮らせる地域づくり	⑦誰もが支え合う地域環境の整備
	⑧健康づくりや介護予防の推進

4 取組みの主体と圏域

(1) 取組みの主体

地域福祉を進めていく上では、自分や家族で問題解決に向けて努力する「自助」、地域でお互いに支え合う「共助」、制度に基づく公的な福祉サービスである「公助」という3つの視点が大切です。

特に「共助」は地域福祉の重要な要素であり、土幌町でも、住民や地域組織、ボランティア・NPO などが主体となって活発な福祉活動を行っています。

今後は、「自助」「共助」「公助」それぞれの特性を組み合わせながら、適切な連携により生活課題の解決に取り組むことが一層重要になります。

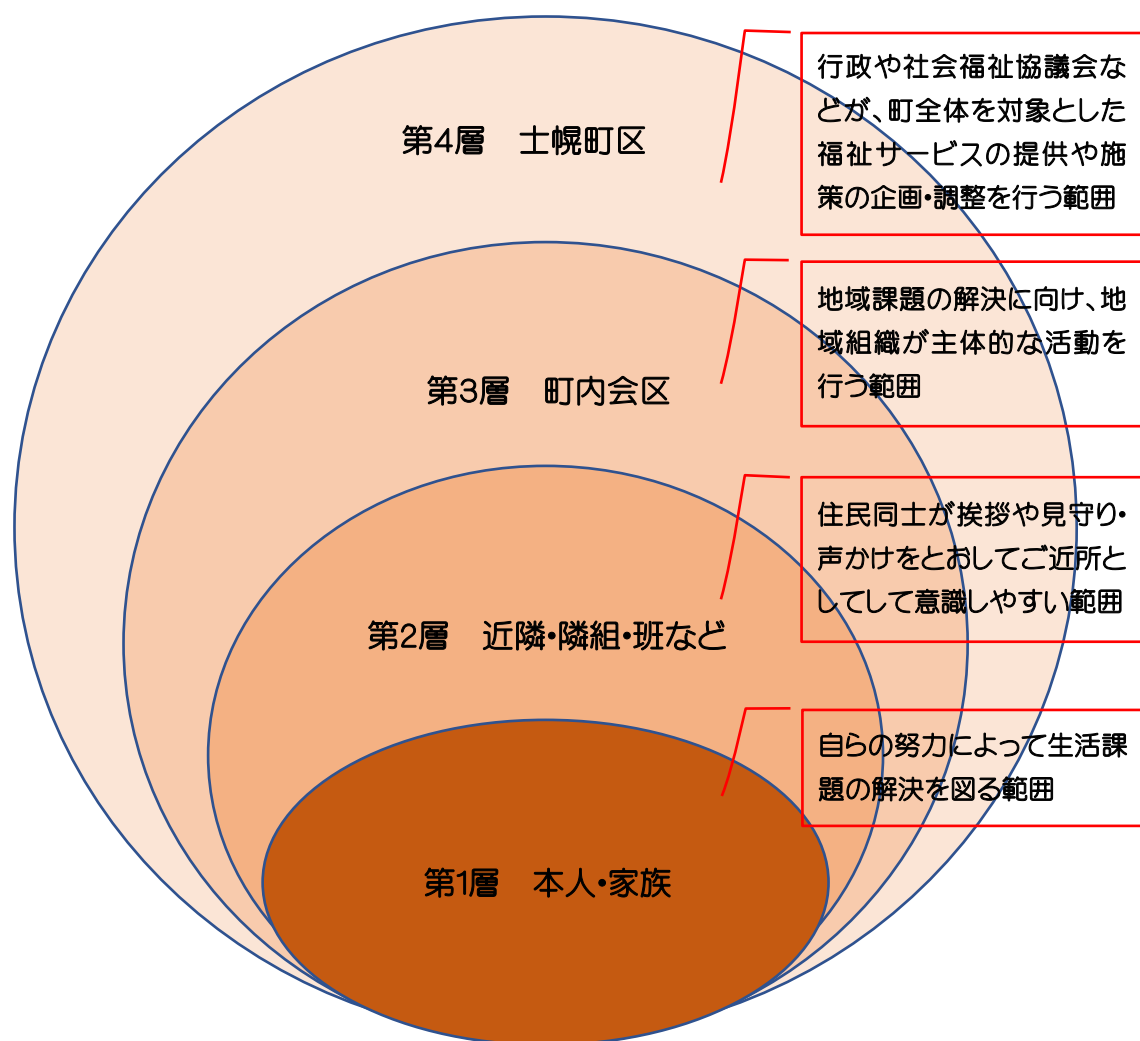
(2) 支え合うための圏域

地域住民が抱える生活課題の解決を図る際には、地域の特性や実際の活動内容に依拠して、適切な地域の範囲（圏域）を想定し、その圏域に応じたアプローチを考えることが効果的です。例えば、日常的な「見守り」や「声かけ」などの活動は、隣近所などの身近な地域で行うことによって、住民同士の関係性の維持や向上につながることを期待できます。

一方で、各種制度に基づく福祉サービスの提供など、土幌町全域で考える必要があるものもあります。

住民や地域が主体となつての取組みは、即時性や柔軟性などの長所がありますが、行政などが行う取組みは、平等性や専門性、継続性などの長所があるため、各圏域において、それぞれの長所を活かしながら、連携して取り組むことが必要です。

図表 16 圏域のイメージ



第 4 章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 共に支え合う地域づくり

1 地域活動を支える拠点づくり

《現状と課題》

核家族、高齢者単身世帯の増加など地域の中でも社会との交流が少なくなり、孤独を感じる人も少なくありません。子育てに関しても、相談する人が身近になく、不安を抱えながら生活する保護者も少なくありません。

こうしたなか、支援を必要とする人が誰にも相談できず、問題を抱えたままにさせることのないよう、地域のつながりを強め、日頃からの交流を促進する必要があります。

《求められる方向性》

町民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を促進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりが必要です。

《主な施策》

既存施設等を活用した拠点づくりの促進	・地域住民の相互交流等の場や地域団体などの主体が様々な地域活動を展開する場として、公共、民間、併設施設等の地域資源の有効活用による拠点づくりに努めます。
地域活動団体への支援	・町内会活動や老人クラブ活動など、地域活動を行っている団体への支援や、活動内容の周知、多様な主体との連携促進などに取り組みます。 ・生活支援コーディネーター等の支援のもと、地域の様々な主体との話し合いから地域課題やニーズの把握について情報の共有を図るとともに、ニーズに応じた活動に取り組みます。 ・障がいのある人の社会との交流を促進し、特性に応じた様々な活動が出来るよう関係団体等への支援を行います。

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

《現状と課題》

若年の現役世代における地域活動への参加機会が少なく、高齢者が中心となって、地域の支援活動が行われ、活動の担い手が不足しているのが実情です。

このため、町民が地域福祉に関心を持ち、地域の課題に対する意識の醸成を育むとともに、主体的に活動に取り組んでもらうことが必要で、地域福祉を継続的に推進する基盤となります。そのためには、地域住民の全てが地域福祉活動の担い手であるという認識を浸透させていくと共に、ボランティア活動や住民活動の担う人材の発掘、育成が必要です。

《求められる方向性》

住民一人ひとりが福祉の当事者であるという意識を持つことができる環境づくりを進めるため、地域福祉の中にリーダーとなる人材を発掘・育成することが大切になってきます。そのために、多くの住民が参加することのできるサークル活動、講演会、研修会などの開催を促進します。

地域福祉に関する意識の醸成	・地域福祉に関する各種活動や取り組みを、広報誌や社協だよりなどを活用して周知し、地域福祉活動やボランティア等への関心を高めます。 ・地域福祉活動に関する研修会の開催や、地域住民等の地域ケア会議への参加により、地域課題を認識し、支え合いや地域づくりに関する意識啓発を行います。
地域の人材の育成・確保	・たすけ愛サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座、社会福祉協議会のボランティア講座などの各種講座を通じ、支え合いを実践できる担い手の育成を進めていきます。 ・民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の確保に努めます。

3 地域福祉活動の推進

《現状と課題》

個人の価値観の多様化やライフスタイルの変容により、親しい近所付き合いや助け合いなどの地域とのつながりが希薄化する中、地域における支え合いの力を高めていく必要があります。

制度的なサービスだけでは対応が難しい問題も、地域住民の支え合いによって解決できる事例も少なくありません。

このため、民生委員・児童委員の見守り活動、町内会活動、地域の防災活動など、幅広い支え合いの活動の中で、地域のつながりを再認識し、多くの市民が主体的に地域活動に参加する環境づくりを進める必要があります。

《求められる方向性》

民生委員・児童委員、ボランティア団体、町内会、公民館など様々な組織や地域における見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、住民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりや、住民同士の「たすけ愛」活動を通じて地域福祉活動の推進が必要です。

《主な施策》

地域における支え合い機能の充実	・ふれあい・いきいきサロンや介護予防教室など、町民が気軽に参加が出来る場を提供し、地域住民の交流を促進するとともに、見守りなど地域の自主的な活動を促進します。 ・子育て応援ボランティアやファミリー・サポート・センター事業などを通じ、地域で子育て世帯を支え、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
-----------------	---

主体的参加の推進	・ボランティアセンターの運営やボランティア養成講座、子どもを対象とした福祉教育など、ボランティア事業全般を通して、人材の育成・確保に取り組めます。
関係団体との連携促進	・ボランティア団体やNPO等、地域で活動している子育て、障がい、高齢者等関係団体等が意見交換や情報共有を行えるよう、連携促進に取り組めます。
地域の防災活動の推進	・町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら、地域や各施設で防災講座や避難訓練などを行うことで、防災意識の向上を図り、災害時要援護者の安否確認や避難支援をはじめとする、地域相互支援の取り組みを促進します。 ・災害時、必要に応じ、速やかに災害ボランティアセンターを設置できるよう社会福祉協議会と連携を図ります。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

4 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

《現状と課題》

地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、どこに相談してよいか分からないなど、相談に一步踏み出せない方がいます。

利用者が相談支援やサービスを受けるにあたり、相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができることや、分野をまたがる相談にも幅広く対応できる相談体制の整備が必要となっています。

《求められる方向性》

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択し、利用できるよう、相談窓口の周知や窓口間の連携推進など、相談体制やサービス提供体制の充実が必要です。

《主な施策》

地域における相談体制の充実	・民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障がいに関する相談支援事業所、地域子育て支援センター等の既存の相談体制の周知を図るとともに、支援を必要としている人を、地域の中で互いに気づき合うことのできる環境づくりを進めます。 ・協力機関との連携により、緊急を要する地域生活課題への対応や、必要な支援につなげます。
総合的な相談体制の確保	・困りごとを抱えていても、どこに相談すればよいかわからない人などに対応するため、福祉に関する総合相談窓口の周知・浸透を図るとともに、関係部署が連携することで、複数の部署にまたがるような案件にも、適切に対応します。
福祉サービスの提供体制の充実	・必要な情報の提供はもとより、高齢、障がい、児童、子育てなどの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知や、サービス提供体制の充実を図ります。

5 包括的な連携体制の確立

《現状と課題》

公的な福祉サービスについては分野ごとに整備がされていますが、近年、ダブルケアなど複合的な課題を抱え、誰にも相談できず孤立したり、一つの支援機関だけでは解決が困難な事例が顕在化する一方で、ひきこもりなど、表面化せずに問題を抱えたままになっている場合もあります。

こうした問題を抱えている人に対しては、地域のつながりの中で、気づき合うことのできる環境づくりが求められています。

また、支援機関においては、分野に捕らわれず、世帯全体で潜在している問題を把握し、関係機関や地域と連携し、包括的な支援につなげていく必要があります。

また、生活困窮者には、本人の尊厳を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に支援を行うことが重要となっています。

《求められる方向性》

複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援することができる体制づくりが必要です。

《主な施策》

包括的な支援を行う体制づくり	・ 8050問題やダブルケアなど複合的な課題を抱えたり、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人については、地域住民や様々な関係機関、部署が関わりながら対応していく必要があることから、地域ケア会議や自立支援協議会など活用しながら、包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。
切れ目のない包括的な支援	・ 高齢者や障がいのある人、子育てなど、多岐にわたる複雑な課題を抱えている人は、解決までに時間を要することも多く、関係する部署や機関も状況に応じ変化していくことから、全体の問題を把握し、個々の進捗を管理しながら調整を図るなど、世帯全体の問題を切れ目なくコーディネートすることのできる体制づくりを進めます。
生活困窮者自立に向けた支援	・ 生活困窮者の多様で複合的な相談に応じ、自立支援事業所等の関係機関と連携し、必要な情報提供及び助言をしていくことで、包括的・計画的に自立の促進を図ります。 ・ 就労に必要な実践的な知識・技能が不足しているだけでなく、就労に準備が整っていない生活困窮者に対し一般就労に向けた準備としての基礎能力からの支援を計画的かつ一貫して行います。 ・ 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進します。

6 権利擁護の推進

《現状と課題》

認知症高齢者の増加により、金銭管理や本人に必要なサービスを受けるための契約が出来ないなど、生活に支障をきたす事例が増えてきています。

そのような方の権利を守り、不利益を被らないようにするために、成年後見制度の利用を促進する取り組みを進める必要があります。

また、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力など、様々な虐待や暴力が社会問題となる中、虐待を防止する取り組みが必要です。

認知症高齢者等の増加や障がい者の地域生活への移行などの促進に伴い、判断能力の不十分な方に対する日常生活の支援や権利の擁護などを進めることが、誰もが安心して暮らせる地域社会につながります。

《求められる方向性》

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人等に対して、基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進が必要です。

また、高齢者、障がい者、児童、配偶者等からの暴力など虐待への迅速な対応及び防止の取り組みの推進が必要です。

《主な施策》

成年後見制度の利用促進	・成年後見制度に関する相談支援や広報、市民後見人の養成、申立に係る支援、各関係団体との連携、調整等を行います。 ・各機関が権利擁護に関し抱えている課題や対象者の発見・支援につながる情報の共有を図ることなどにより、制度を必要としている人への適切な支援体制づくりを進めます。 ・成年後見制度の利用を促進するため、成年後見町長申立や利用支援事業（申立費用助成、後見人等報酬助成）を行うとともに、市民後見人養成講習やフォローアップ研修、成年後見フォーラム、出前講座などの開催により、担い手の養成、制度周知を行います。
虐待等防止に向けた対応	・虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知、啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

基本目標３ 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

７ 誰もが支え合う地域環境の整備

《現状と課題》

住み慣れた地域で誰もが地域活動や趣味・生涯学習活動など、様々な活動に参加でき、快適に生活できる環境づくりが求められています。

このため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域環境づくりや、ノーマライゼーション理念の定着に向けて引き続き取り組み、高齢者や障がいのある人、認知症の人やセクシュアル・マイノリティなどの多様性を認め合い、個性を尊重し、支え合う環境の整備を進めていく必要があります。

《求められる方向性》

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として生き生きと暮らせるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりが必要です。

《主な施策》

ノーマライゼーション理念の定着	・障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての人がともに暮らし、ともに生きることが出来る社会こそがノーマル（普通）であるというノーマライゼーション理念の定着に向け、出前講座の実施などによる理解促進、周知、啓発を図ります。 ・ヘルプマークの周知、普及を促進します。
ユニバーサルデザインの地域づくり	・高齢者や障がいのある人など、誰もが多様性を認め、人権や個性を尊重しながら、自立した地域生活を送るためのユニバーサルデザインに配慮した住みよい地域環境づくりに向けた取り組みを進めます。

８ 健康づくりや介護予防の推進

《現状と課題》

平均寿命が伸びている中、生涯にわたり住民一人ひとりが、生き生きと趣味や地域活動に関わっていくためには、健康寿命を意識した取り組みが重要になります。

自分一人だけでは継続しにくい健康づくりや介護予防の取り組みも、地域交流を通じて行うことで相乗効果が期待され、住民同士の支え合いにもつながることから、身近な地域で取り組むことのできる環境づくりや支援が求められています。

また、身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題であり、悩みを抱えた人などの自殺防止に向けた取り組みを進める必要があります

《求められる方向性》

すべての人が生き生きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりが必要です。

《主な施策》

地域における健康づくりの支援	・疾病の予防、早期発見や重症化の予防のため、各種検診や歯科検診、健康相談など、医療関係機関との連携拡充に取り組めます。 ・健康づくりを包括的に行うため、医療、福祉分野に限らず、教育や労働の関係機関や企業、町民と協働で取り組むことのできる環境づくりを進めます。 ・住民が集まる場所や通いの場を活用し、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
介護予防の推進	・地域での交流を促すための通いの場の把握や創設を進め、住民が主体的に介護予防に取り組む環境を作ります。 ・フレイル対策など介護予防を効果的に進めるため、専門職が関与する保健事業との一体的な取り組みの検討を進めます。
介護と医療との連携	・多職種の関係者が連携しながら、心身の状態に合わせた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。 ・病院と地域包括支援センターに、専門職からの相談窓口を設置するなど、介護と医療の円滑な連携を促進します。
自殺防止に向けた取り組み	・保健や医療、福祉だけでなく、教育や労働など関連する機関や団体、企業や町民と協働しながら、生きるを支える取り組みを進めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、民生委員・児童委員協議会、町内公民館、商工会、老人クラブ、福祉事業者、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体とも連携・協働しながら、地域福祉を推進します。

2 計画の進行管理

本計画は、町民、福祉関係者、学識経験者から成る「土幌町保健医療福祉総合推進協議会」において、情報の共有と連携を図りながら総合的に推進します。

計画期間中において、定期的に進捗状況を報告し検証を行っていきます。

資料編

- 1 士幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例
- 2 委員名簿及び策定経過
- 3 諮問・答申書
- 4 アンケート調査と集計結果
- 5 パブリックコメントの実施・結果

資料編

1 土幌町保健医療福祉総合推進協議会設置条例

平成 14 年 3 月 20 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 町民のいのちと健康を守り、安心と生きがいのある地域社会の実現に向け、町民の参画と保健・医療・福祉の機能連携を図り、総合的な地域ケアシステムを推進するために土幌町保健医療福祉総合推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、保健・医療・福祉に関する計画を策定すること。
- (2) 保健・医療・福祉に関する重要事項に関する調査・研究
- (3) 保健・医療・福祉の機能連携の推進に関すること。
- (4) その他、設置目的にそった、保健・医療・福祉の総合的推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 委員名簿及び策定経過

役 職	氏 名	備 考
会 長	力 石 憲 二	学識経験者（元教育委員長）
副会長	鎌 田 弘 美	学識経験者（元社会福祉協議会会長）
委 員	波多野 義 弘	学識経験者（介護士）
委 員	藤 澤 晴 美	学識経験者（看護師）
委 員	守 屋 尚 橘	学識経験者（町国保病院）
委 員	高 橋 典 代	公募
委 員	吉 弘 英 八	公募
委 員	大 野 准 弑	土幌町老人クラブ連合会
委 員	田 中 秀 明	土幌町農業協同組合
委 員	谷 本 珠 美	女性団体連絡協議会
委 員	高 下 慎 一	土幌町商工会
委 員	樋 口 正 寛	土幌町民生児童委員協議会
委 員	藤 内 昇	十勝地区身体障害者福祉協会土幌町分会
委 員	和 田 晴 男	NPO法人土幌町障がい者支援の会

計画策定経過

令和2年 2月25日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（諮問）
令和2年 8月 6日	第1回保健医療福祉総合推進協議会（アンケート案）
令和2年 8月13日	アンケート調査実施
令和2年10月 9日	第2回保健医療福祉総合推進協議会（アンケート結果・骨子案）
令和2年12月 3日	第3回保健医療福祉総合推進協議会（素案）
令和2年12月15日	パブリックコメント（令和3年1月15日まで）
令和3年 2月 2日	第4回保健医療福祉総合推進協議会（原案）【書面決議】
令和3年 2月10日	第5回保健医療福祉総合推進協議会（答申）

3 諮問・答申書

(1) 諮問書

第4期 土幌町地域福祉計画の策定について（諮問）

だれもが、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくため、行政と住民が一体となって、様々な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりや、福祉サービスの利用しやすい環境づくりなどを推進するため、「土幌町地域福祉計画」を策定し、地域住民のだれもが、地域の一員として自立した豊かな生活を送ることを目的として進めてきましたが、令和2年度末で計画期間が終了となります。

社会福祉法第107条の規定に基づき、「第4期土幌町地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）」の策定にあたり、土幌町保健医療福祉総合推進協議会条例第2条の規定により、土幌町保健医療福祉総合推進協議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和2年 2月25日

土幌町保健医療福祉総合推進協議会会長 様

土幌町長 小 林 康 雄

(2) 答申書

第4期 土幌町地域福祉計画の策定について（答申）

令和2年2月25日付けで当協議会に諮問された第4期土幌町地域福祉計画の策定について、町民の方々に地域福祉に関する意識調査のアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに社会福祉協議会と連携しながら慎重に審議してまいりました。

その結果、計画の基本理念、具体的な目標実現に向けた施策の推進等の考え方を本計画に盛り込み、ここに答申します。

令和3年2月10日

土幌町長 小 林 康 雄 様

土幌町保健医療福祉総合推進協議会
会長 力 石 憲 二

士幌町第 4 期地域福祉計画・士幌町第 6 期地域福祉
実践計画策定に係る町民意識調査結果報告書

令和 3 年 3 月

士幌町・士幌町社会福祉協議会

I 調査の概要

- 1. 調査設計..... 2
- 2. 回答者の属性..... 3

II 調査結果

- 1. ご近所との関わり方について..... 5
- 2. 地域の中での助け合いについて..... 7
- 3. 地域活動について..... 1 3
- 4. 生活に困っている方への支援について..... 1 4
- 5. ご意見・要望..... 1 5

III 資料編

- 地域福祉に関するアンケート..... 2 0

I 調査の概要

1. 調査設計

(1) 目的

士幌町・士幌町社会福祉協議会では、地域福祉を推進していく上で、長期的な視点に立ち、自助・共助・公助の意識醸成を図りながら、継続的な福祉施策を展開していくため「士幌町地域福祉計画」「士幌町地域福祉実践計画」を策定しています。

令和3年度に「第4期士幌町地域福祉計画」「第6期士幌町地域福祉実践計画」を策定するにあたり、地域福祉に関する町民の意向、課題を吸い上げて計画に反映させていくことを目的にアンケート調査を実施します。

(2) 調査項目

- ① ご近所との関わり方について
- ② 地域の中での助け合いについて
- ③ 地域活動について
- ④ 生活に困っている方への支援について
- ⑤ あなた自身のことについて

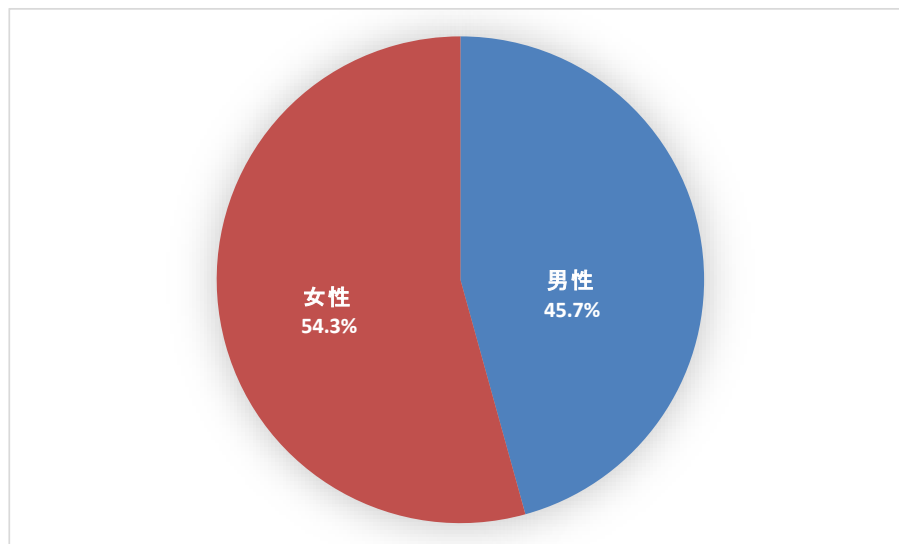
(3) 調査仕様

- ① 調査対象：18歳以上の町民
- ② 対象サンプル数：無作為抽出による600名
- ③ 調査方法：郵送による送付・回収
- ④ 調査期間：令和2年8月13日～令和2年9月4日
- ⑤ 有効回収数：256件（有効回収率42.7%）

2. 回答者の属性

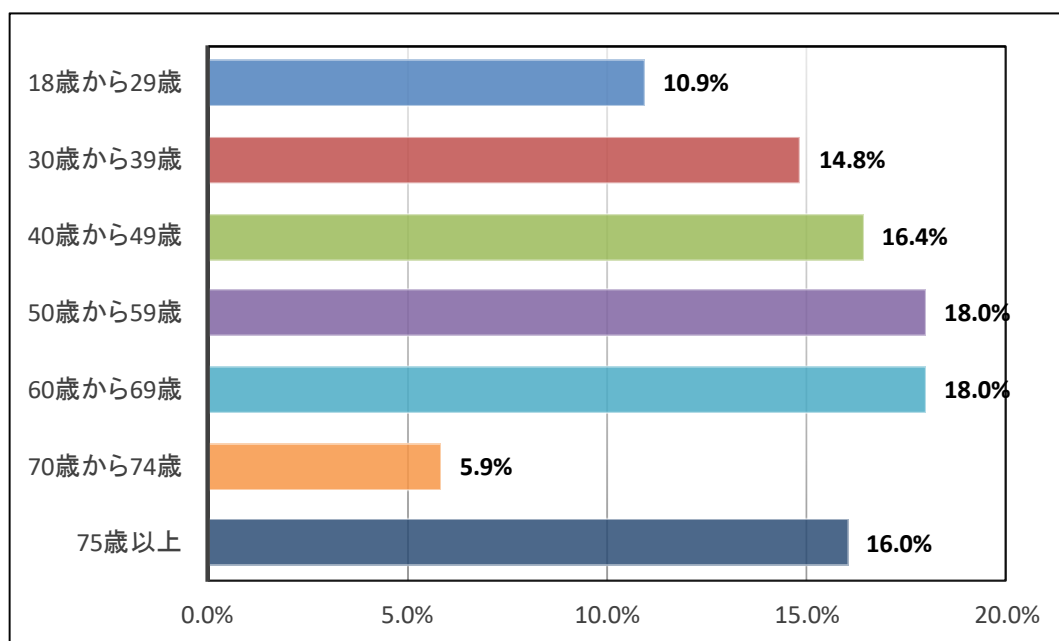
(1) 性別【問 20】

「男性」が 45.7%、「女性」が 54.3%で、「女性」の割合が高くなっている。



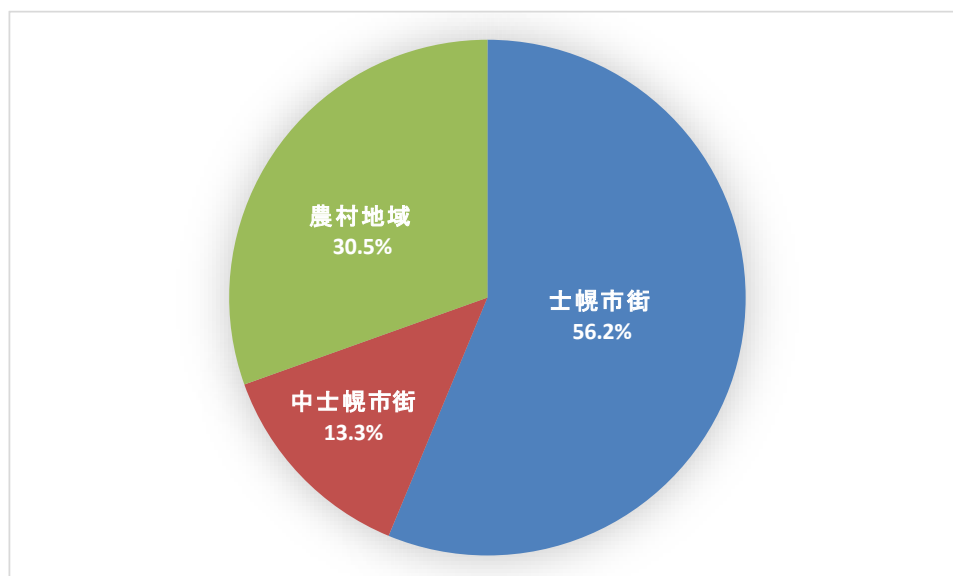
(2) 年齢【問 21】

構成比が高い方から「50 歳～59 歳」「60 歳から 69 歳」(18.0%)、「40 歳～49 歳」(16.4%)、「75 歳以上」(16.0%)、「30 歳～39 歳」(14.8%)、「18 歳から 29 歳」(10.9%)、「70 歳から 74 歳」(5.9%) の順となっております。



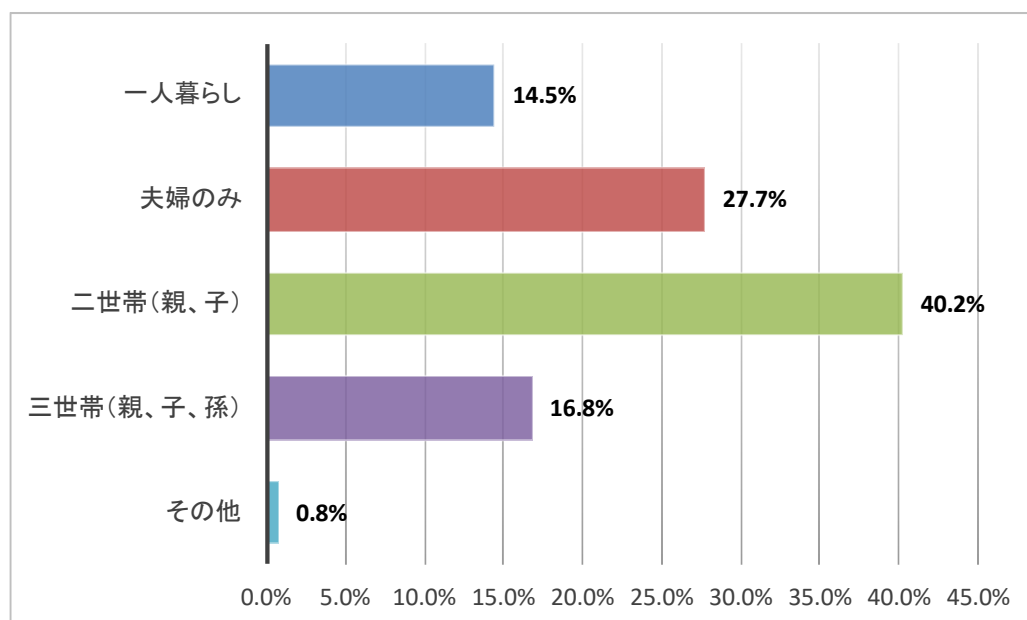
(3) 住んでいる地域【問 22】

「士幌市街」の 56.2%が最も構成比が高く、以下、「農村地域」(30.5%)、「中士幌市街」(13.3%) の順となっています。



(4) 世帯の形態【問 23】

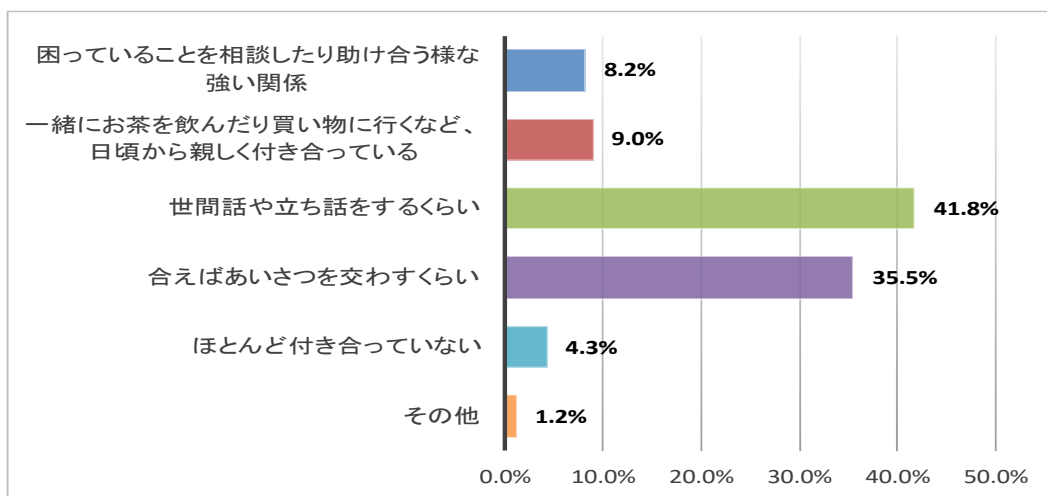
「二世帯(親、子)」の 40.2%が最も多く、これに「夫婦のみ」27.7%、「三世帯」16.8%、「ひとり暮らし」14.5%が続いています。



1. ご近所の関わり方について

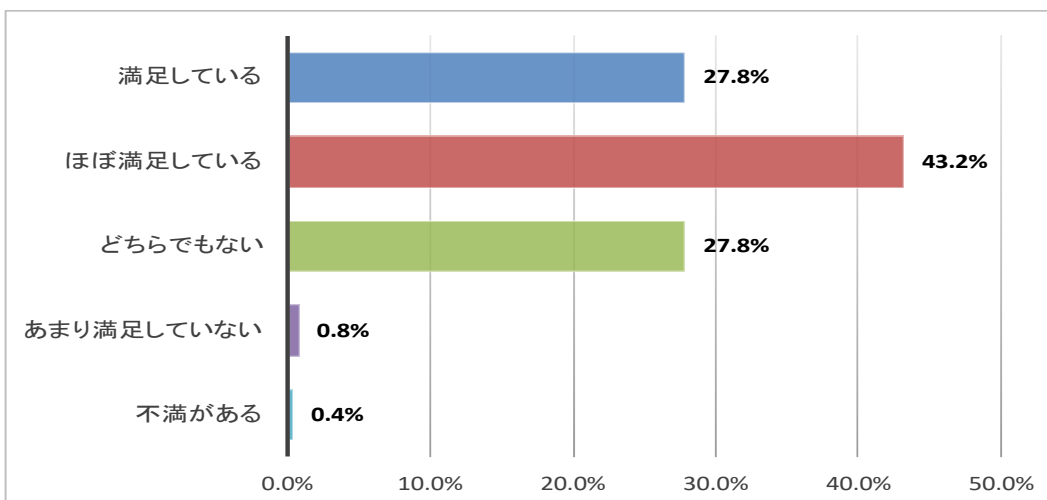
(1) ふだんのご近所の人との付き合い【問1】

「世間話や立ち話をするくらい」の41.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」35.5%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」9.0%、「困っていることを相談したり助け合う様な強い関係」8.2%が続いています。「ほとんど付き合っていない」は4.3%でした。



(2) ご近所とのお付き合いの満足度【問2】

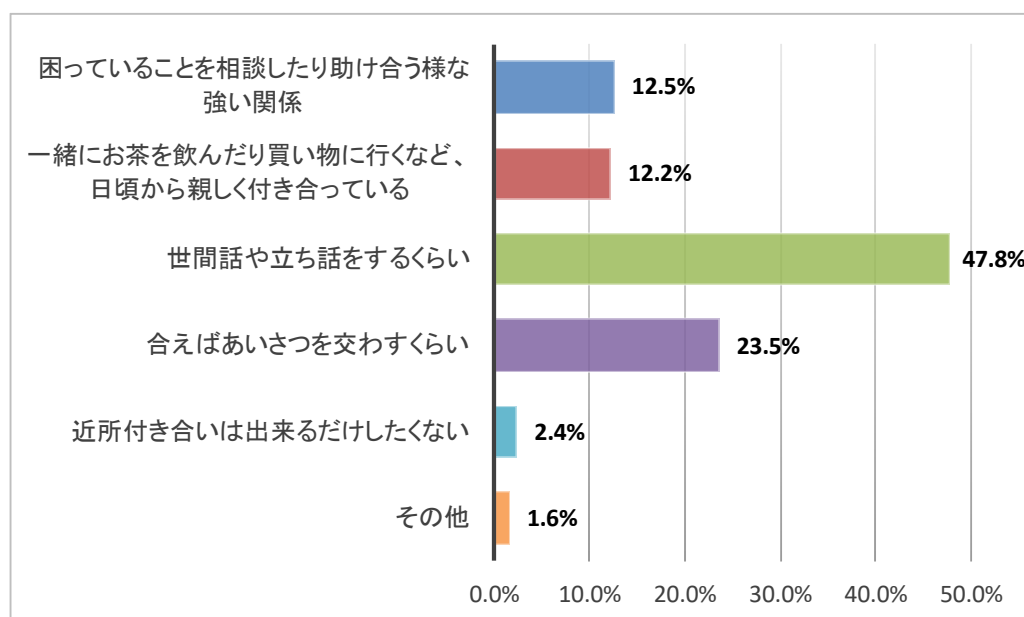
「ほぼ満足している」の43.2%で最も多く、次に「どちらでもない」「満足している」が27.8%で続いています。「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している』は、71.0%となっております。



(3) ご近所付き合いの在り方についての希望【問3】

「世間話や立ち話をするくらい」の47.8%が最も多く、これに「合えばあいさつを交わすくらい」23.5%、「困っていることを相談したり助け合うような強い関係」12.5%、「一緒にお茶を飲んだり買い物に行くなど、日頃から親しく付き合っている」12.2%が続いています。

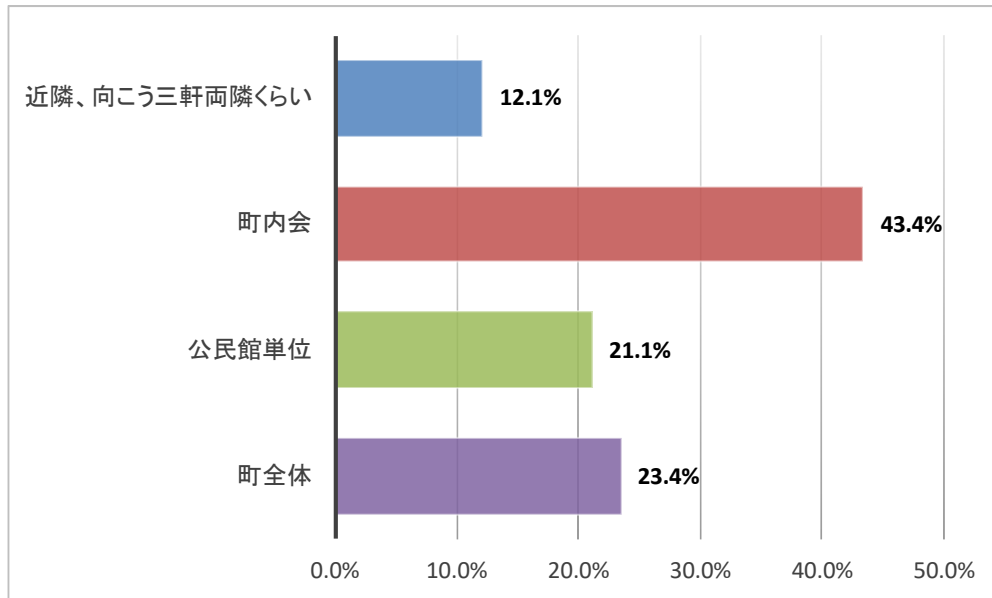
ご近所付き合いについて問1では現状、問3では希望を聞いており、選択肢ごとに回答割合を比較すると、現状よりも希望の方が隣近所とのより強い関係を示す選択肢の割合が高くなっており、今以上の強い関係が全般的に望まれていることがうかがえます。



2. 地域の中での助け合いについて

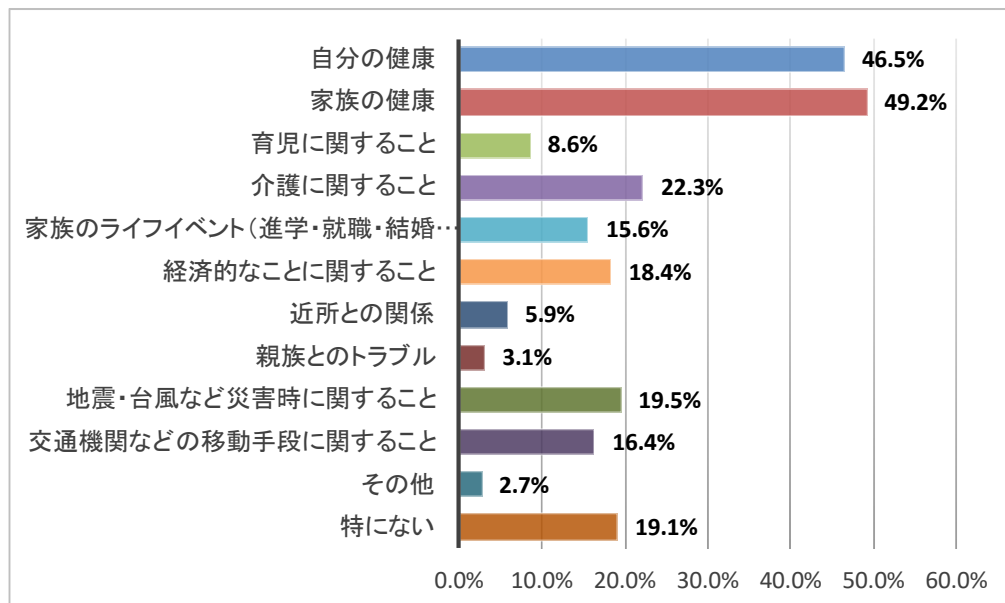
(1) 「地域の一員」として考えるときの「地域」の範囲【問 4】

「町内会」の 43.4%が最も多く、これに「町全体」23.4%、「公民館単位」21.1%が続いています。



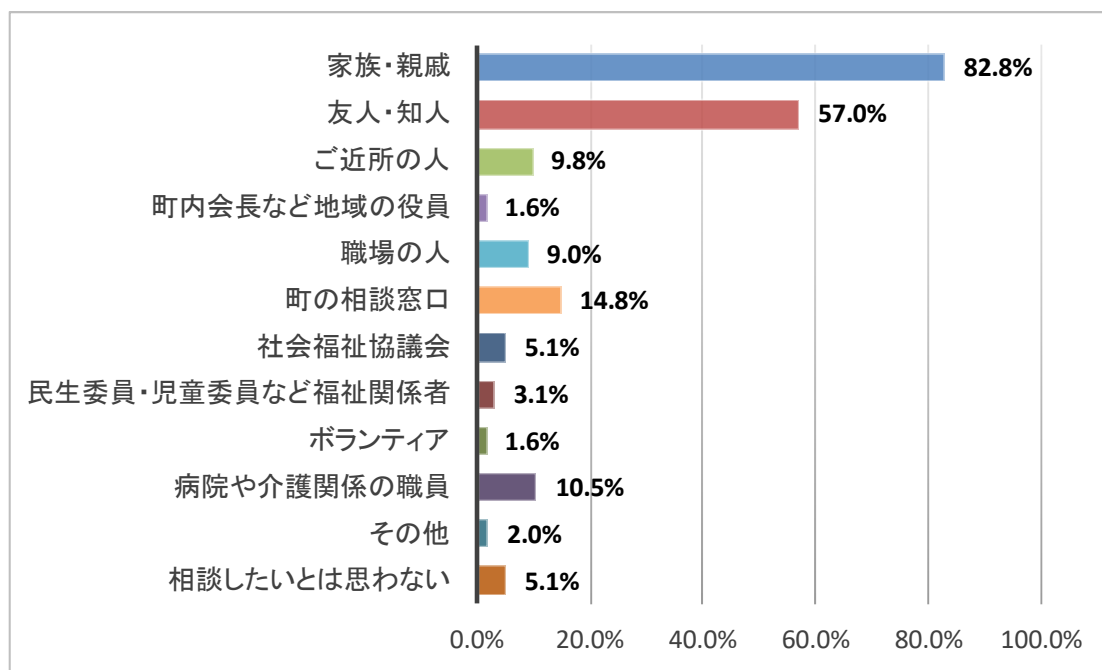
(2) 毎日の暮らしの中の不安や悩み【問 5】※複数回答

「家族の健康」が 49.2%で最も多く、以下、回答割合が高い方から「自分の健康」46.5%、「介護に関すること」22.3%、「地震・台風などの災害時に関すること」19.5%、「特にない」19.1%、「経済的なことに関すること」18.4%の順となっています。



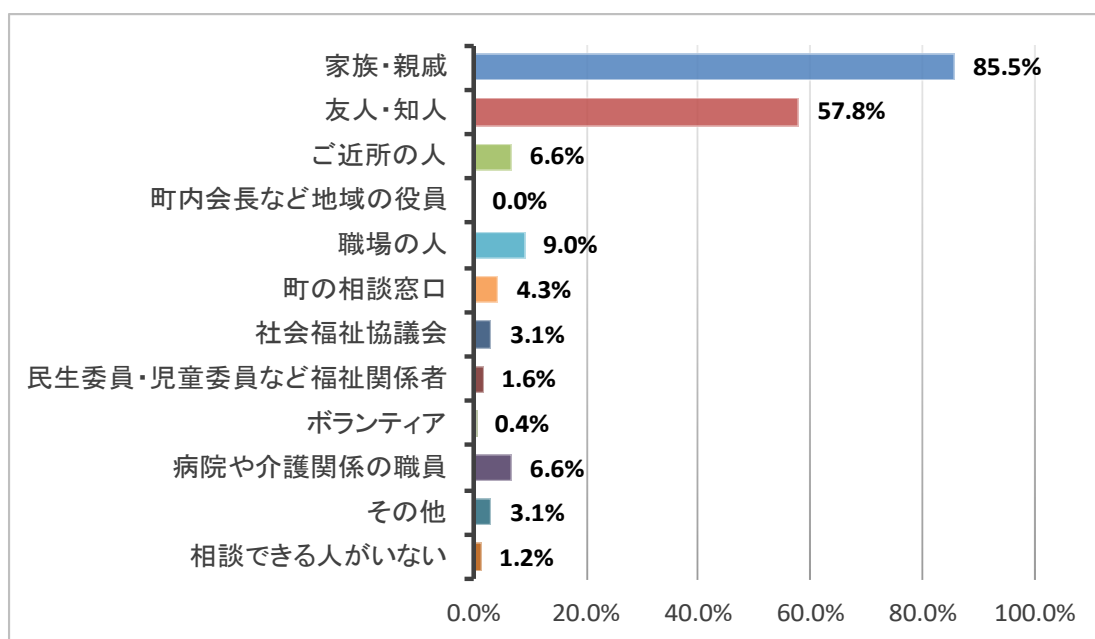
(3) 悩みや不安を相談したいと思う相手【問 6】※複数回答

「家族・親戚」が 82.8%で最も多く、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」57.0%
「町の相談窓口」14.8%、「病院や介護関係の職員」10.5%、「ご近所の人」9.8%、「職場の人」9.0%の順となっています。



(4) 悩みや不安の実際の相談相手【問 7】※複数回答

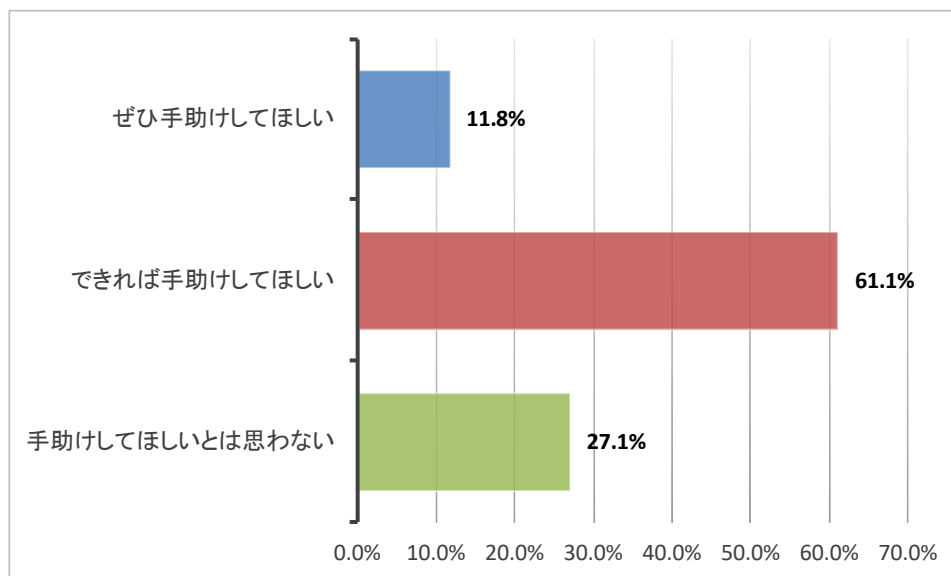
「家族・親戚」が 85.5%と最も多くを占め、以下、回答割合の高い方から、「友人・知人」57.8%、「職場の人」9.0%、「ご近所の人」「病院や介護関係の職員」6.6%の順となっています。



(5) 生活上の問題で悩んでいるとき、ご近所の人たちから手助けをうけることについて

【問 8】

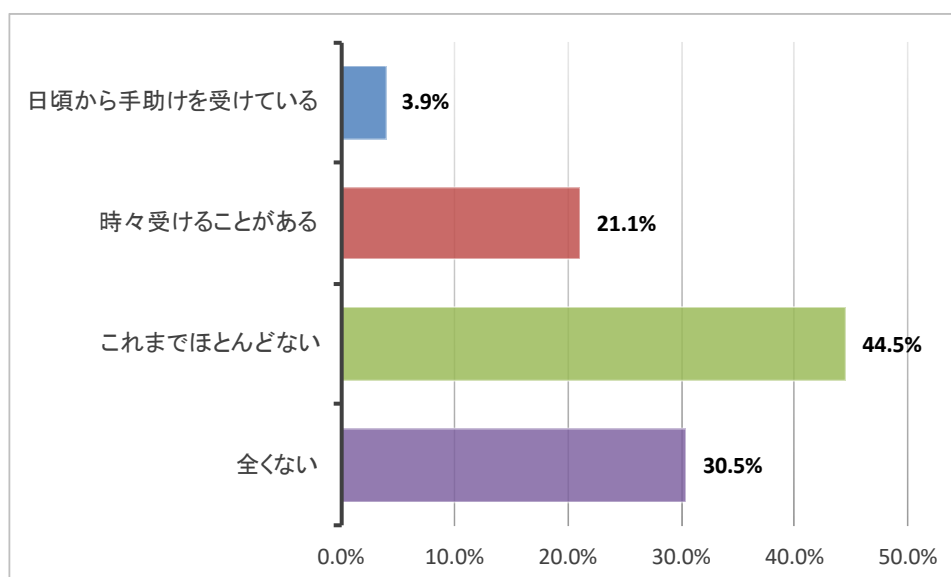
「できれば手助けしてほしい」の 61.1%が最も多く、これに「手助けしてほしいとは思わない」27.1%、「ぜひ手助けしてほしい」11.8%と続いています。「できれば手助けしてほしい」と「ぜひ手助けしてほしい」を合わせた『手助けしてほしい』人の割合は 72.9%を占めています。



(6) ご近所の人たちの手助けを受けた経験【問 9】

「これまでほとんどない」の 44.5%が最も多く、これに「全くない」30.5%、「ときどき受けることがある」21.1%が続いています。

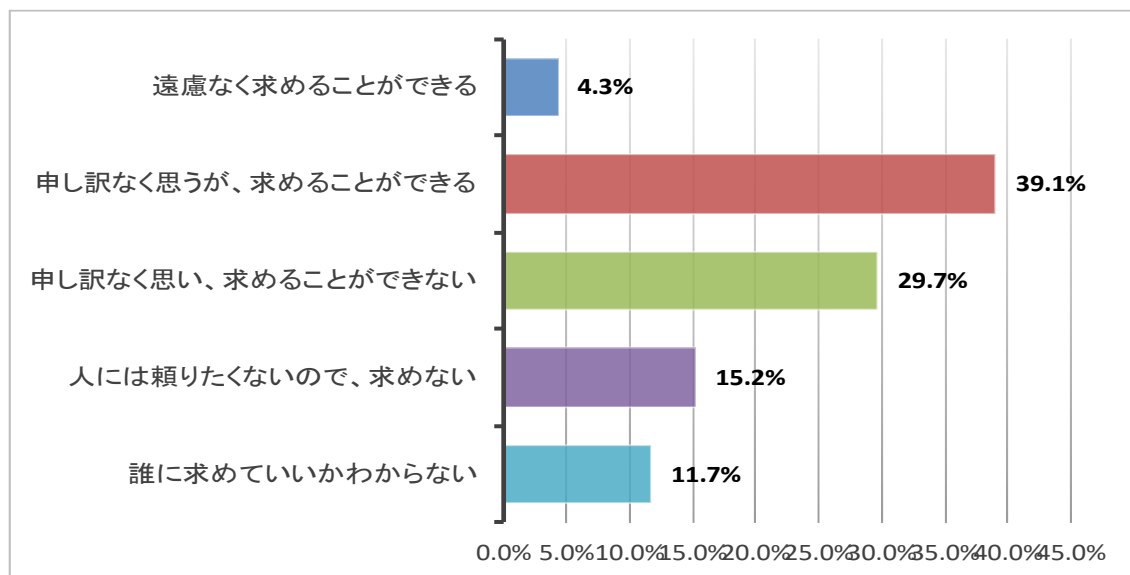
「日ごろから手助けを受けている」と「時々受けることがある」を合わせた『手助けを日常的に必要なとしている人』の割合は 25.0%となっています。



(7) 生活上の問題で、ご近所に助けを求めることについて【問 10】

「申し訳なく思うが、求めることができる」の 39.1%が最も多く、これに「申し訳なく思い、求めることができない」 29.7%、「人には頼りたくないので、求めない」 15.2%が続いています。

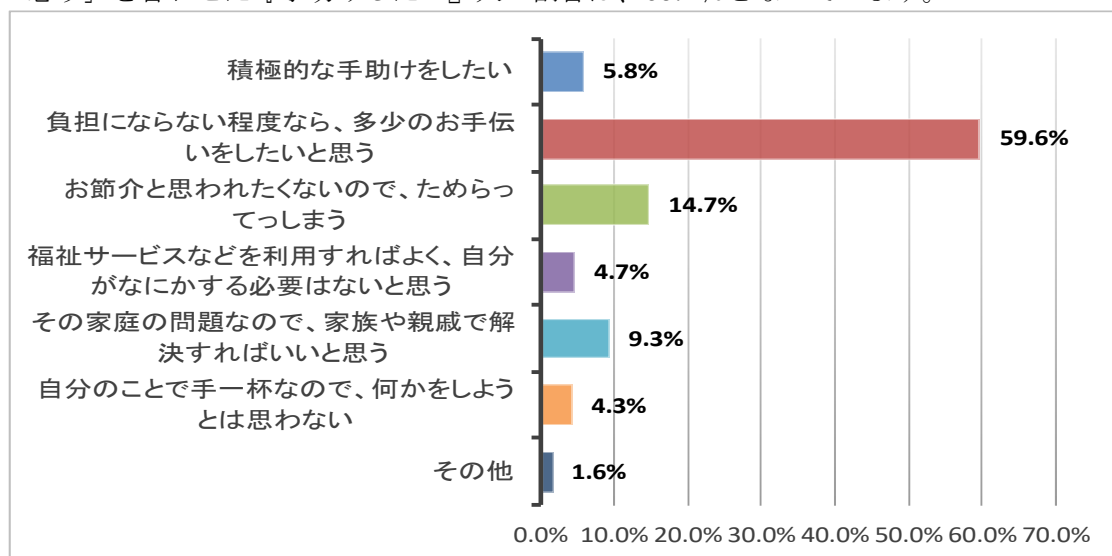
「申し訳なく思い、求めることが出ない」と「人には頼りたくないので、求めない」「誰に求めていいかわからない」を合わせた『求めることができない』人が全体の 56.6%を占めています。



(8) ご近所で悩みを抱える人がいた場合の対応【問 11】

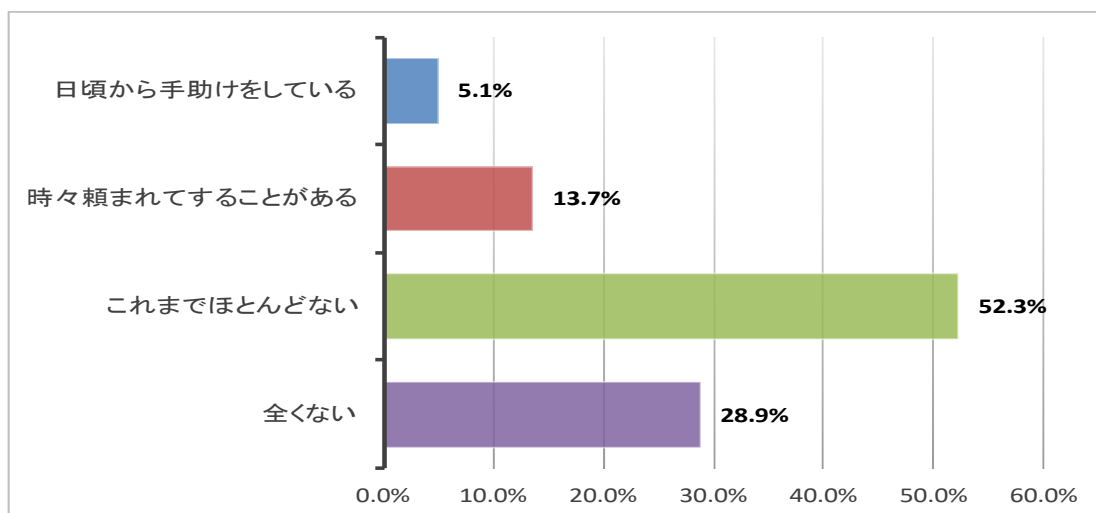
「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」の 59.6%が最も多く、これに「お節介と思われたくないので、ためらってしまう」 14.7%と続いています。

「積極的に手助けをしたい」と「負担にならない程度なら、多少のお手伝いをしたいと思う」を合わせた『手助けしたい』人の割合は、65.4%となっています。



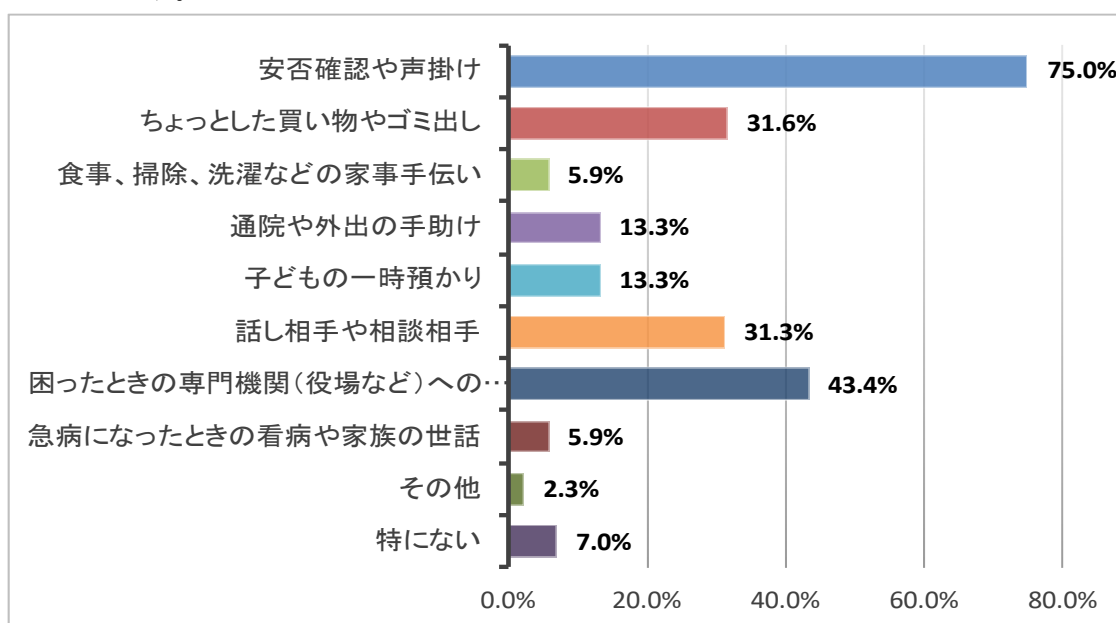
(9) 生活上の問題でご近所の人たちを手助けした経験【問 12】

「これまでほとんどない」の 52.3%が最も多く、これに「全くない」 28.9%、「時々頼まれてすることがある」 13.7%が続いています。「時々頼まれてすることがある」「日ごろから手助けをしている」を合わせた日常的に手助けをしている人の割合は、18.8%となっています。



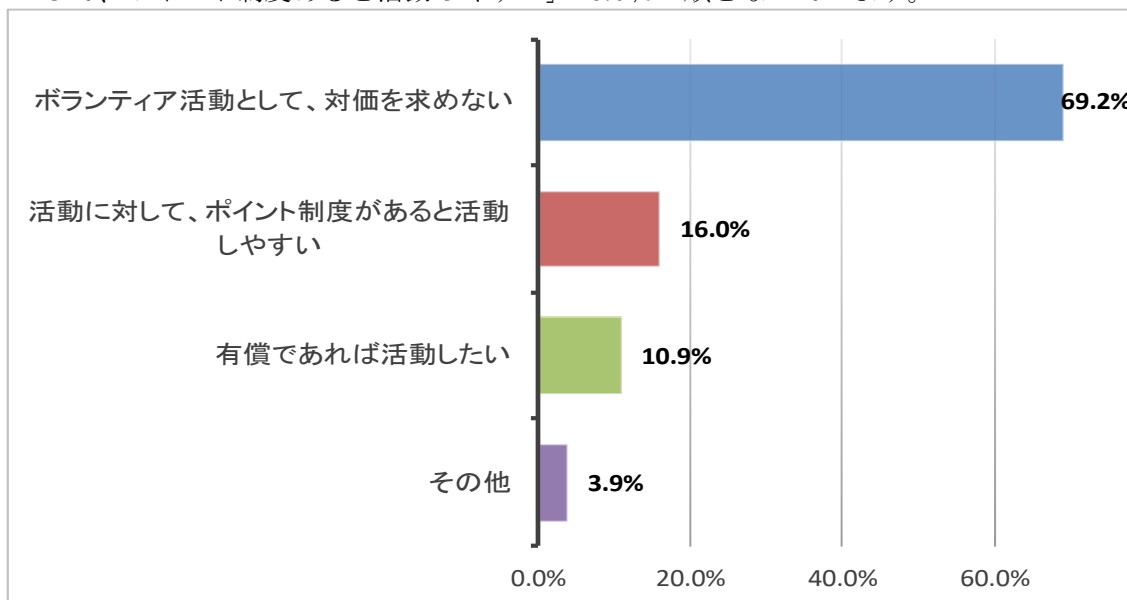
(10) 本人とご近所が、日常生活に不自由を感じる状態になったとき、お互いに助け合えると思うもの【問 13】※複数回答

「安否確認や声掛け」が 75.0%で最も多く、次に回答割合が高い方から、「困ったときの専門機関への連絡」 43.4%、「ちょっとした買い物やごみ出し」 31.6%、「話し相手や相談相手」 31.3%、「通院や外出の手助け」「子どもの一時預かり」 13.3%の順となっています。



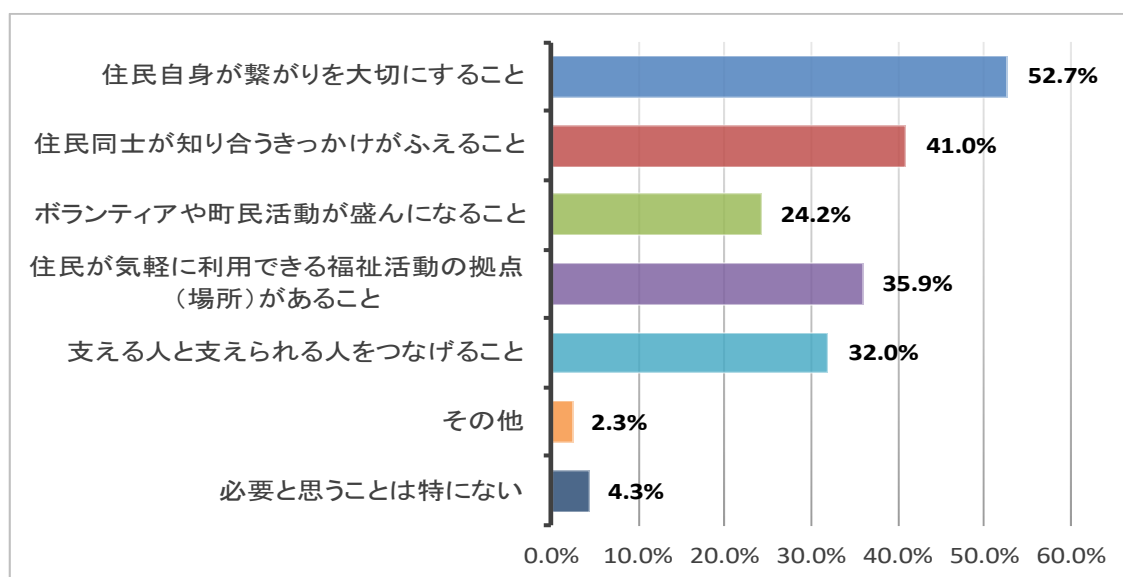
(11) 助け合い活動を行うのに、最も近い思いは【問 14】

「ボランティア活動として、対価を求めない」が 69.2%で最も多く、つぎに「活動に対して、ポイント制度があると活動しやすい」16.0%の順となっています。



(12) 地域住民が支え合うために必要なこと【問 15】※複数回答

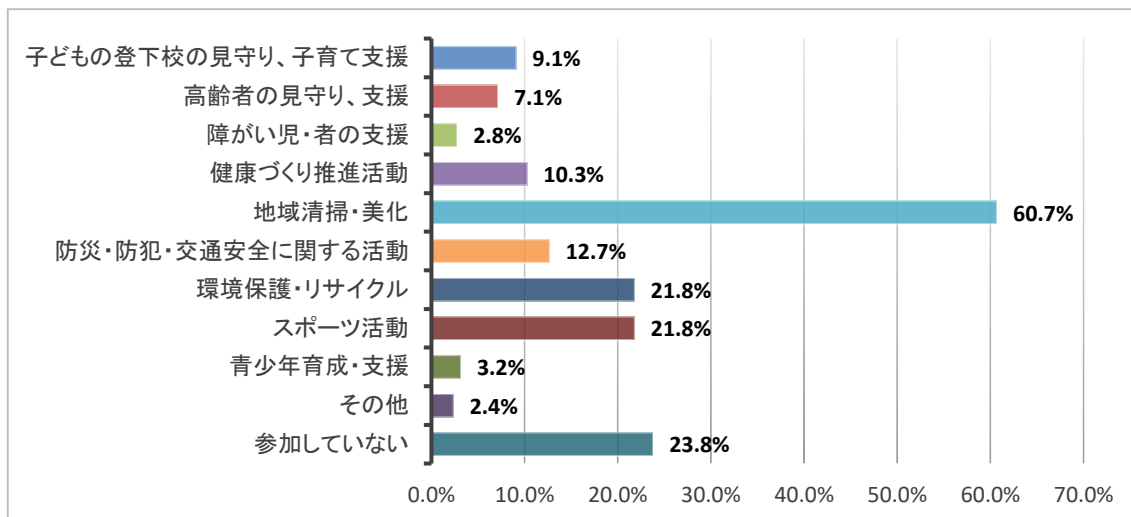
「住民自身がつながりを大切にすること」が 52.7%で最も多く、以下、回答者が高い方から「住民同士が知り合うきっかけが増えること」41.0%、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点（場所）があること」35.9%、「支える人と支えられる人をつなげること」32.0%、「ボランティアや町民活動が盛んになること」24.2%の順となっています。



3. 地域活動について

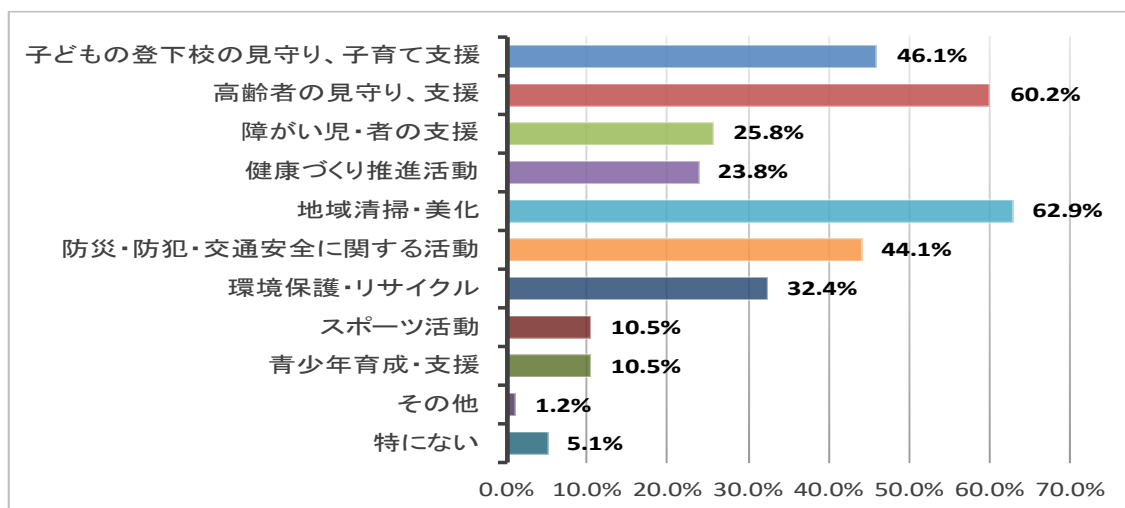
(1) 参加したことがある地域活動の分野【問 16】※複数回答

「地域の清掃・美化」が 60.7%で最も多くを占め、これに「参加していない」23.8%、「環境保護・リサイクル」「スポーツ活動」21.8%の順となっています。



(2) 地域の人たちで協力して取り組んでいくことが必要なこと【問 17】※複数回答

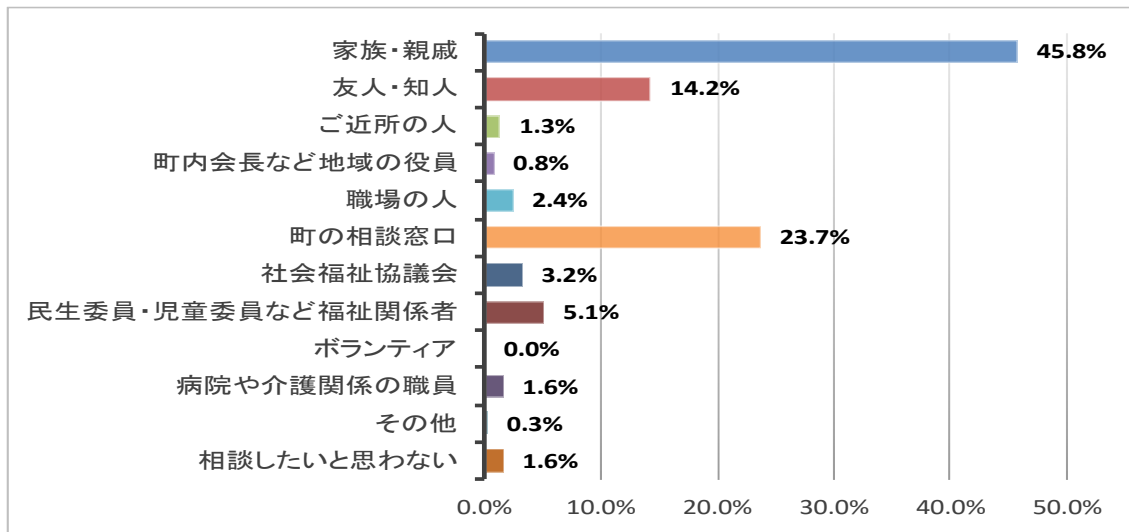
「地域の清掃・美化」62.9%、「高齢者の見守り・支援」が 60.2%で最も多く、これに「子どもの登下校の見守り、子育て支援」46.1%、「防災・防犯・交通安全に関する活動」44.1%の順となっています。



4. 生活に困っている方への支援について

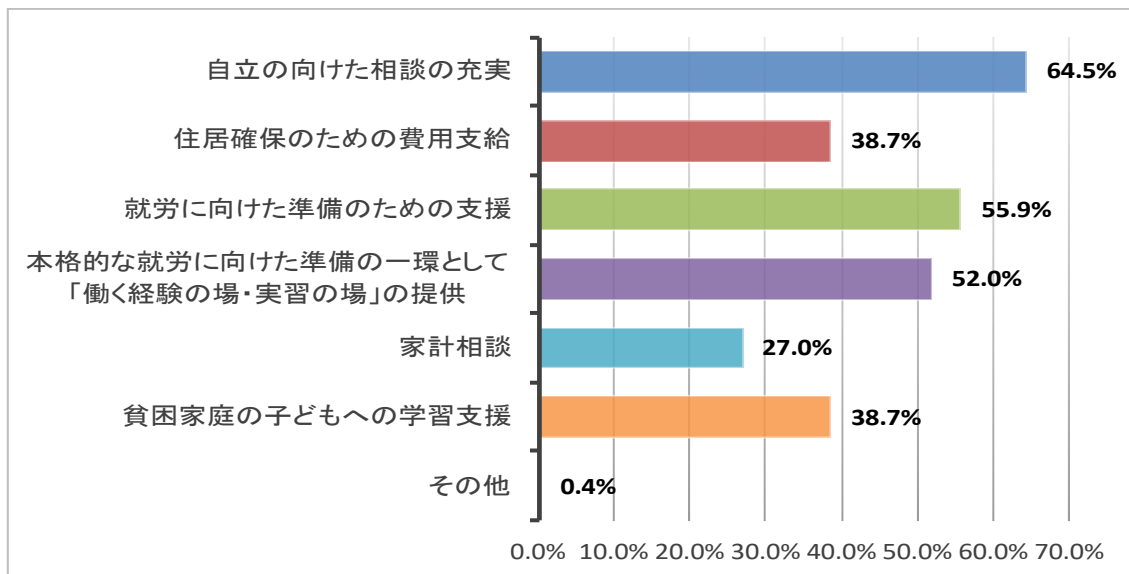
(1) 本人や近所の方が、経済的な問題や失業などの生活上の問題で不安を抱えたとき、相談したい相手【問 18】

「家族・親戚」が 45.8% で最も多くを占め、これに「町の相談窓口」23.7%、「友人・知人」14.2%、「民生委員・児童委員などの福祉関係者」5.1%、「社会福祉協議会」3.2% の順となっています。



(2) 経済的な問題や失業など生活に困っている方への支援として、町として取組が必要なこと【問 19】※複数回答

「自立に向けた相談の充実」が 64.5% で最も多く、これに「就労に向けた準備のための支援」55.9%、「働く経験の場・実習の場の提供」52.0%、「住居確保のための費用弁償」38.7%、「貧困家庭の子どもへの学習支援」38.7% の順となっています。



5. ご意見・要望

- 今はまだ困ったことがないですが、子供達が貧困で困らないように町で色々手助けをしてほしい。これから将来を生きる子ども達に希望を持って生活してほしいです。
- 自立していない人がいれば、1 時間でも 2 時間でも就労先があれば良いと思う。
- 車の運転が出来なくなった時の住まいをどうするか相談先？を考えています。
- 色々な問題がありますが、あしもとの生活が出来ていくためにも、暖かい声掛けや経済的自立また、保護などプライバシーにも気を配りながら互いに助け合う様、日頃からのコミュニティ作りが必要と考えます。そのためにも町内会と町の繋がりが行き交いが必要だと思います。日頃よりの声掛けや地域のことも町で知ることが必要ですね。
- 高齢者になって車に乗れなくなった時に隣に遊びに行きたいと思ってもこの車の時代です・・・歩道が無くて心配です。国道 241 号線に心から歩道をお願いいたしたく切にお願い申し上げます。今まで色々とお話したんですが、聞く耳を持ってくださいませんでした。
- 妻が認知症で（要介護 2）在宅で介護しています。週に一度病院からの訪問看護も受けています。私ども夫婦は子供が出来なかったのですずっとふたりです。私が元気なうちは良いのですが、不安です。万が一の場合を考えて、手を打っていますが、この先のことで十分な計画を再度考えたいと思っています。
- おとなり様は、大事だと思います。昔から言われていますね。
- 地域住民が自立して安心して生活することができるよう助け合い支え合っていくためには、この一人一人の意識を高めることと、町や地域の組織的な取組の両方が必要だと思います。
- 町内会で焼き肉とかやりたい。
- 実際困ったときは、思い悩みなかなか相談はできないものです。
- 中士幌に 15 年いました。妻が亡くなり士幌愛風苑にお世話になっています。今後ともにお世話になります。
- 農村地域の高齢者対策などの生活支援
- 税金をもっと有効に使ってほしい。無駄な使いばかり、老人向けの施設は立派なものばかり、そこまで立派な物が必要か。福祉は老人だけじゃないと思うが、老人の為に税金を払っているわけじゃない。これからの世代のためにもっと使ってほしい。アンケートをとる意味があるのか。
- 2 年後の成人年齢引き下げに伴い、その年の成人式のあり方を知りたいので、早急に教えてほしい。

スポーツ少年団の活動において、近年学校としては「教育活動ではない」と言うスタンスとのことで、協力を得るのが難しくなっています。保護者が運営していく事に反対しているわけではありませんが、各個人が関わるのは短い期間となるため、役員入替等で毎年多少の混乱が生じていると思います。質の良い活動を長く続けられるように何らかのシス

テムが、必要なのかなと感じます

○町内にもう少し良い公園があると良いと思います。他の町へ子供達をつれてよく公園へ行きますが、家族で公園で過ごしたり、お友達と遊んだり自然と人が集まり、会話を楽しんだりしている様子が見られます。

士幌の公園では遊具も少なく環境も（駐車場など）いまいちで、あまり遊んでいる人はいません。もう少し環境の整った公園があると子供達も友達と遊びに行ったりと明るい町になるかなと思います。

○本当に困った人が安心して生活出来るような計画にしてください。

○安心して暮らせる士幌町になる事を信じて…

5 パブリックコメントの実施・結果

素案の作成後、町民からご意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

パブリックコメントの実施にあたっては、役場だより及び土幌町ホームページを通じて周知し、実施しました。

1. 実施状況

- ・実施日 令和2年12月15日～令和3年1月15日
- ・実施方法 総合福祉センターでの閲覧及び土幌町ホームページでの公募
- ・提出者数 0名
- ・意見件数 0件

第4期士幌町地域福祉計画

令和3年3月

発行 士幌町
〒080-1200
北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地
電話：01564-5-2006 Fax：01564-5-2127
e-mail：fu-fukushi@shihoro.jp)

企画・編集 士幌町保健福祉課
